

1 議 事 日 程 (4 日 目)

[平成18年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成18年6月15日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	橋本 健 (4)	<p>1. 安全なまちづくり「消防防災情報システム」について 平成18年度の事業計画にある予算額92,459,000円の事業で、安全なまちづくり施策の一環として、消防防災情報システム「ふくおかコミュニティ無線」が市内全域に整備される。市民への迅速な防災情報伝達手段として賛同に値する事業とは思いますが、44行政区の公民館以外にこういった場所に設置される予定なのか。また工事の具体的内容について伺う。</p>
2	渡邊美穂 (8)	<p>1. 障害者自立支援法について (1) 自治体が主体となることについて市はどのように考えるか。対象者への説明責任は。 (2) 障害区分認定審査会における認定方法について (3) 地域生活支援事業と障害者計画策定について、その具体的な内容と今後の計画は。</p> <p>2. 地域運営学校について (1) 地域運営学校について市はどのように考えているのか。 (2) 学校運営協議会の持つ特徴とその課題をどのように捉えているのか。</p>
3	佐伯 修 (14)	<p>1. 吉松地域の将来の道路・水路整備計画について (1) 下川原橋から吉松地域を通り、県道31号(福岡-筑紫野)への計画について (2) 農業用水路拡幅について (3) 交差点の信号・速度制限の看板について</p> <p>2. 市内のコンクリート壁への落書き対策について (1) 誰が書いているのか見当がついているのか。 (2) ボランティアで消していただいたが、いくら費用がかかったのか。 (3) 民間施設への対応はどうしているのか。</p> <p>3. 市内の橋下・空き地での不法居住者について (1) 現在何人くらいおられるのか。</p>

		(2) 近隣市の状況は調べたのか。 (3) 将来どのように対応していくのか。
4	山路一恵 (11)	1. 学校の耐震化と施設整備について 小・中学校の耐震診断及び補強工事計画、通常の施設整備計画について伺う。 2. 障害者自立支援法について 市独自の軽減策は検討されたのか。障害児・者のさまざまな不安に対して、どう対応していくのか考えを伺う。
5	片井智鶴枝 (1)	1. 建築をめぐる紛争とまちづくりに対する市の考え方について 最近市内においてもマンション建築などをめぐり、近隣住民との紛争が多くなっている。安心安全な住環境と緑と歴史豊かな太宰府らしさを守るため市はどのような考えを持ち、対策を講じているのか。 2. 太宰府市に暮らす障害者の現状と市の施策について 法改正により多くの障害者は不安を抱えている。この改正を機として障害者の現状を市は十分把握し、当事者のニーズを汲み取っていく必要がある。その現状と自立支援法への市の対応について伺う。

2 出席議員は次のとおりである(19名)

1番 片井智鶴枝 議員	2番 力丸義行 議員
3番 後藤邦晴 議員	4番 橋本健 議員
5番 中林宗樹 議員	6番 門田直樹 議員
7番 不老光幸 議員	8番 渡邊美穂 議員
9番 大田勝義 議員	10番 安部啓治 議員
11番 山路一恵 議員	12番 小柳道枝 議員
13番 清水章一 議員	14番 佐伯修 議員
15番 安部陽 議員	16番 田川武茂 議員
17番 福廣和美 議員	18番 岡部茂夫 議員
19番 武藤哲志 議員	

3 欠席議員は次のとおりである(1名)

20番 村山弘行 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(27名)

市長 佐藤善郎	助役 井上保廣
収入役 松島幹彦	教育長 關敏治
総務部長 平島鉄信	総務部政策統括 担当部長 石橋正直
地域振興部長 松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長 三笠哲生

市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田議
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	総務課消防・防災 担当課長	武藤三郎
地域振興課長	大藪勝一	まちづくり企画課長	神原稔
市民課長	藤幸二郎	福祉課長	新納照文
建設課長	西山源次	まちづくり技術 開発課長	大江田洋
上下水道課長	宮原勝美	施設課長	轟満
学校教育課長	花田正信		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
書記	満崎哲也		

再開 午前10時00分

~~~~~

副議長（大田勝義議員） 皆さんおはようございます。

副議長の大田です。議長が事故で欠席のため、地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。

皆様のご協力をよろしく申し上げます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

副議長（大田勝義議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） 本日のトップバッター橋本でございます。皆様おはようございます。

ただいま副議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の一項目について質問させていただきます。

平成18年度事業、安全なまちづくり施策の一環であります消防防災情報システム事業についての質問であります。

この事業につきましても、さきの3月議会におきまして、市長の施政方針の中で市民の生命と財産を守ることが地方公共団体に課せられた目的であり、将来にわたって安全で安心して暮らせるまちづくりに万全を期したいと語っておられます。災害時などの初動対応として、市民に対し迅速な避難勧告などの防災情報を一斉に放送するシステムふくおかコミュニティ無線を、市内全域111か所にスピーカー配備をするという説明を受けました。

この事業の推進理由としましては、平成16年度武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が制定され、平成18年度に各市町村における国民保護計画及び避難実施要領の策定が義務づけられたこと。ご承知のとおり、さきの議会におきまして太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例が可決されました。戦争やテロによる武力攻撃は絶対にはならないことですが、不測の事態を考慮し、速やかな避難勧告、緊急誘導は必要不可欠であることは言うまでもありません。

また、本市は平成15年7月の豪雨災害や昨年3月と4月の福岡県西方沖地震を体験し、市民だれもが災害の怖さを身をもって痛感しております。思い返せば、阪神・淡路大震災では約6,300名のとうとい命が奪われ、20万戸以上の家屋が倒壊し、関東大震災に次ぐ大惨事となり

ました。また、新潟中越地震では死者40名、負傷者4,522名で、家屋の全壊及び半壊合わせて4,335棟という甚大な被害に見舞われておりますし、いまだに心の傷が癒えない被災者が数多くいらっしゃいます。こういった悲惨な状況を招かないよう被害を最小限に抑えるためにも、初動体制のあり方が大変重要となってまいります。予算額9,245万9,000円、消防防災情報システム事業、すなわちふくおかコミュニティ無線の綿密な計画も既にでき上がっていることと存じます。

そこで、質問をさせていただきます。

市民への迅速な防災情報伝達手段として、賛同に値する事業ではありますが、44行政区の公民館以外に一体どういった場所に設置をされる予定なのか、また工事期間も含め具体的な工事内容についてお聞かせください。

以上、一項目につきましてご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） お尋ねの防災情報通信システム「ふくおかコミュニティ無線」、いわゆる太宰府に設置しますところから、「太宰府のコミュニティ無線」の整備につきましてお答えを申し上げます。

この通信システムは、これまでも国や県が推進してきました同時一斉通信手段として整備するものでありまして、災害時や武力攻撃事態等における避難勧告などのように、速やかに市民の皆様へ周知する必要がある防災情報を一斉に伝達する無線システムでございます。現在設置を予定しております施設等の所有者の方々にご相談を申し上げておりますが、快くご承諾をいただいておりますので、この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

ご質問のスピーカーの設置でございますけれども、今のところスピーカーの設置予定は全体で92か所を計画しておりますが、地区公民館44か所以外には小学校や公園等の公共施設をはじめ、高校、大学や民間施設等のご協力をいただきまして、48か所を予定いたしております。

次に、工事の具体的な内容についてですが、屋外に地上、高さ8mのコンクリート柱を1本建てまして、その上に30wのスピーカー、4方向、4台を取りつけます。機能的には半径300mの範囲内まで放送が可能となります。また、屋内には無線機やアンプ等をラックに収納したものを配置しまして、屋外へこれを配線いたします。このように工事そのものは容易にできると思いますが、箇所数が多いことから4か月から5か月程度の期間を要するものと考えておりまして、今年度いっぱいには設置を完了したいと、そういうふう考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、ありがとうございました。

44公民館以外の設置場所として、小学校、中学校、高校、大学と、それからその他の公の施設48か所、トータルで私最初聞いていたのは111か所というふうな予定というふう聞いておりましたが、92か所でございますか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 当初の計画では、そのように説明を申し上げておりましたけども、300mの範囲等を円ですずっと書いていきますと、その程度でおさまるようでございます。しかし、私どもの今の事務方での基本計画がこの数でございます、今度は実施計画を専門の業者をお願いをします。そして、地形等によりまして聞こえるぐあい、それについてもある程度の測定をされるみたいでございますので、若干これに増減が出てくるものというふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。それで、工事期間は平成18年度の事業ですので、平成19年3月までに終了させるということでございますね。

1か所のスピーカーのその音声範囲が半径300mと伺っております。今の答弁の中にもありましたけれども、その行政区によって世帯数が違う。面積、つまりその広さに応じた設置台数は、行政区別にももう既に決定されているのかどうかをお尋ねします。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この無線で私たちが一番期待して使われるだろうというのがコミュニティごとに放送ができると、公民館から放送ができるという特色を持っております。もちろん、一斉放送ですから、太宰府市の市庁舎から市内全域にすることが第一義的ですけども、第二義的にはそういうような形です。通常そちらの方が多く使われるのではないかというふうに考えておまして、各公民館にはそういうふうなアンプを備えて、マイクも備えておりますので、各行政区ごとにスピーカーで聞こえると。しかし、非常に行政区が入り込んでおりますので、隣の放送が聞こえたりということはあると思いますので、その辺の調整は今後各区長さんの方と調整を図りたいと、そういうふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） それと、鉄柱の高さが8mというふうなご回答でした。また、住宅地内の設置もあり得ると思いますけれども、その場合には電柱には取りつけるのかですね、それとも新しくポール、鉄柱を建てて、そのスピーカーを設置するのかお尋ねをいたします。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 場所によっていろいろ違うと思いますが、大体において建物に取りつけられる場合は建物、それからそれ以外についてはこの電柱に取りつけてという形になると思います。非常に電柱にはいろんなものがぶら下がっておりますので、スピーカーの4つについてはちょっと無理かなというふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） あと住宅地内に設置された場合のですね、予想される問題点として、そのクレームが出ないよう周辺の方々の了解が必要かと思ひますし、またその風向きですね、によって音量が変化したり、聞こえにくい世帯と、またある方にとっては騒音として聞こえると

いう、そういう苦情を言う方々も出てくるというふうに予想されますが、その辺はどのように対処されていかれるのでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私が住んでいるところもそうでございますけども、近くの方はうるさいと、少し離れたところは聞こえないというのがやはり出てまいっております。その辺は使用頻度、あるいはその利用の内容によって、公共の福祉のためにある程度我慢をしていただく部分等々ございますので、その辺のルールを、何でもかんでも放送するんじゃなくて、一応ルールを決めて、市民の皆さんの合意を、区民の皆さんの合意を得た上でいろんな放送をしていただきたいと、そういうふうなルールづくりを今後してまいりたいというふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ルールを決めて流すということですね。はい、わかりました。

消防防災情報もこのシステムを使って流されるわけですが、秋口から冬場にかけてですね、非常に火災が多くなるということで、仮に長浦台でですね、避難を要する火災が発生したというときに、長浦台と青葉台に限定したその放送は可能でしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 可能でございます。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） では、次の質問に入らせていただきますが、災害時の避難勧告以外にですね、市当局からどんな内容の伝達をしようと考えておられるのか。例えばですね、成人式あるいは市民政庁まつり、こういったもろもろの本市主催行事などの一斉放送の活用はされるのかどうか、お尋ねをいたします。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これは先ほどのルールづくりにも入ると思いますけども、まずは緊急事態に備えるということでございますので、一番多いのは台風の接近、あるいは今から梅雨に入りますけども、大雨注意などの災害予防、災害があったときの避難勧告、そういうものが多うございまして、あとは湯水時の節水等々ございますが、成人式等いろんな市の行事までやるのか、放送するのかもしれないのか、その辺は今後のルールづくりの中で決めていきたいと。余り多く毎日するようなことでありますと、今度は余り聞かないと、聞く耳がですね、聞かないということで、非常に大事な災害時のときも何となしに聞いたという形になると大変でございますので、その辺のルールづくりは今後考えていきたいと、そういうふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。

政庁まつりなんかで開催の合図で花火を打ち上げますよね。ああいう開始の合図の花火、それよりもこういったコミュニティ無線を利用してですね、周知を図った方がいいんじゃないかなという思いがしております。ほかの本市主催の行事にもですね、ぜひ活用していただければ

なと思っております。

災害時だけに限定をしますとですね、使用回数というのが非常に限られてくるわけですね。それで、昨年3月20日に地震がありました、福岡西方沖地震。このときに地下の地震計が作動しなくて、テレビ情報に太宰府の震度情報が流れなかったと、こういうことがありましたけれども、その使用頻度が少ないとですね、機械物はさびつくという可能性がございます。いざ放送というときにですね、使用不可ということも考えておかななくてはなりません。そこで、何か対策はお考えでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） もちろん、これは非常事態のときのための施設でございますので、日常の点検はやっていきたいと思っております。先ほど言いましたように、主に使われるのは恐らく地域のコミュニティの関係だろうと思っております。ですから、それらの使用状況あるいは聞こえの状況も、そのときには期間を区切って届けを出していただくとかというようなことも考えていきたいし、もちろん市が責任を持って使えるかどうかの保守点検、そういうことも年間の予算の中でやっていきたいと、そういうふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） そうしますと、このシステムの工事完了後ですね、点検も、メンテナンスをやられるということでございますけれども、大体1局当たりのその維持管理、必要な経費がわかればお聞かせいただきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 無線機の電波の使用料、メンテナンス等々ありますけども、今のところ約3万円ちょっとかかるのではないかなというふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） それは年間1局当たりということでございますか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） そのとおりでございます。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） では、ちょっと資料をご覧いただきたいと存じます。

これはMCアクセス導入ということで、担当部署にもお尋ねをしましたところ間違いのないということでございましたので、私なりにちょっと調べまして、資料として提出をさせていただきました。

じゃあMCアクセス、MCAとは一体何なのかということで、ちょっと読み上げさせていただきますけれども、ふくおかコミュニティ無線推進協議会が従来の整備費の3分の1で開発されたMCAシステムは、多数の周波数を多数の利用者が共有するもので、電波の利用効率が極めて高い業務用の移动通信システムであるということでございます。これを先ほど、これ訂正で92か所ということでございました。太宰府全域に92局を配置予定と。まず、太宰府市親局、

指令局を1局、それから各行政区44と、あと先ほどの学校を含めた公共施設、それから車に積みます車載局が2局と、それから可搬型、携帯機ですね、これが3局、それから大きな鉄塔ですけれども、MCアクセスの制御局。あとその通信の内容について説明をいたしますと、まず親局から子局への発信、また車や携帯機、それに車両間相互を結び、利用時はMCアクセス制御局が空きチャンネルを自動的に選出して通信を行う仕組みになっていると。制御局が山の上に設置されているため、広いサービスエリアが得られ、混信のないクリアな通信が可能という特性があるということでございます。

それと、他メディアとの比較をさせていただいておりますが、MCアクセスと携帯電話、それからその他の自営無線、比較項目としましては通信パターン、携帯電話ですと1対1のやりとりになるわけです。それから、無線ですと単一チャンネルの通信と。ところが、このMCアクセスになりますと、一斉通信やグループ通信ができて、個別通信も可能であると。通信コストも定額制で非常に安い、お得であると。それから、災害への対応力としましては、無線が固定チャンネルで限界がある。それから、携帯電話の場合は回線が混乱したりですね、通信不能のときもあり得ると。MCアクセスになりますと、安定した通信が可能だと。それから、使用エリアですが、使用範囲、これは携帯電話が一番まさっておりますが、全国的にできるという、ただMCアクセスはかなり広い、業務使用に十分なエリアが確保できるという、こういう特性があるわけでございますが。

この資料の中で1点だけちょっと質問をさせていただきますけれども、 のですね、MCアクセスの制御局、これは大きな鉄塔を山の上に建てるということでございますが、太宰府市内のどこの山にお建てになるのかお尋ねをいたします。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 懇切丁寧な説明ありがとうございました。非常にわかりやすうございました。

この制御局につきましては、既存の施設を使います。九千部山に現在ありますので、そこに全部飛ばします。ですから、かなり高いところに無線を飛ばして、そこからまた配給するというところでございますので、かなり高いところから皆さんに電波を飛ばしますので、かなりの部分よく聞こえるんじゃないかと思えます。わかりやすく言いますと、タクシー無線もやっぱり同じような電波を使っております、あのような形で声が聞こえてくるというふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） この消防防災情報システム事業は、区長会ででもですね、ご説明はされていると思います。区長さん方の反応はいかがでしたでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） やはり区長さん方は、災害を今まで体験した地域と体験されてない地域では若干違うと思えますけれども、おおむね自分たちの放送局が持てるということで、非常に

歓迎の意をあらわしてありまして、そのために公民館の設置についても快く基地局の提供ですかね、そういうことを申し出ていただいております。

以上です。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 自分たちの放送局が持てるという、単独で使えるという魅力があるわけですね。先ほどのご回答の中にも、地域コミュニティで活用してもいいということでございますが、その使用方法についてですね、行政区用のです、指導マニュアル、こういったものをつくり作成すべきではないかなと思っておりますが、さっきのルールづくりも含めましてね、思います。いかがでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど橋本議員さんがご指摘なされましたように、皆さんがこれを有効に使うためには、ある程度のルールづくりが必要だというふうに考えておりますので、そのルールづくりについて今後協議をしていきたい。3月の設置までにはある程度のルールを定めて、皆さんと協議をしていきたいというふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 最後に、ちょっと確認させていただきます。

具体的な利用方法としてですね、例えば区の夏まつり、それから球技大会、いろんな行事があると思います。それから、子ども会の古紙回収とか、こういった呼びかけなどにも利用をしていいということをございましょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） もう地域コミュニティの最たるものでございますので、できるだけ使っていただきたいという思いがあります。しかし、余り使うと苦情があって、今後使わない、例えば太宰府市でも昔はお昼のサイレンを鳴らしておりましたけども、近隣からは迷惑だということで取り除くように、そういうような運動があって、今は鳴らさないようになっていますが、そういうことがないような形で有効に使っていただくように、できるだけ多く使っていただくような形で住民の合意が得られるようにですね。もうこれは、地域の住民の合意が得られればどんどん使っていただいてもいいし、その辺の制限が必要であれば、区民の同意の中でこの程度まで使っていこうと、その辺はやはりコミュニティの中身でございますので、できるだけ我々はコミュニティのいろいろな行事に使ってほしいと、そういうふうな希望を持っております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） はい、わかりました。

この事業の取り組みについてですが、近隣の市町村の実施状況をもし把握されているようでしたら、参考までにお聞かせいただきたいと思いますが。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 平成18年度に設計から施工までするところについては、2市町村でございまして、あと太宰府市と筑後市が平成18年度いっぱい完成するというようになっております。あと2市について、直方市、中間市が実施設計までしようということです。そのほか9市町村が基本的な計画まで取りかかろうというふうなことでございまして、これが平成19年度までだったですかね、平成19年度までにしますと優良起債が使えるということでございますので、恐らくここ一、二年で福岡県内の市町村も参加が増えるのではないかと思います。特に、福岡県は地震等大きな災害がありませんので、全国的に見て非常に普及率が低いというふうに言われていまして、そのために安価でできるようなこういうM C Aのシステムを編み出したというようなことでございますので、県の方もこの際に全県下一斉に取りつけてほしいと、そういう要望でございますので、私どももそれに供応いたしておるわけでございます。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） じゃあ4市1町の中では、まず先発隊という形になるわけでございますね。

じゃあちょっと質問を変えますけれども、緊急発令後にですね、住民の避難の動きというのが非常に気になるところでございますけれども、各行政区のその防災マニュアル、これができているところとできていないところとあると思うんですね。それと、その辺はどの程度把握されているのか。それと、地震、水害、火災、台風、それぞれの規模によって地域の方々も動き方が非常に変わってくると思いますし、ぜひ統一したそのマニュアルをつくっていただきたいと思いますが、その辺は難しいでしょうか、できますか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今回の災害を教訓に、自主防災組織をつくってほしいと。市の職員の300人、400人だけでは市民のいろんなことに対応することが無理でございますので、やはり地域のことは地域で守る、これも地域コミュニティの推進の一つでございますので、そういうところから呼びかけをいたしております。平成18年2月に呼びかけた結果どうなったのかということで調査をしておりますけども、そのうち19が結成をされております。そのほかに12か所では、緊急のときのために連絡網だけを整備しよう。そういうようなことがあるようでございまして、今後今年度中に結成をしたいというのが6か所ございまして、今後検討も含めましてと全区において何らかの形でそういう組織が必要だなあと、そういう認識をされているみたいです。そのときに、こういうふうに関心の方で自主防災組織のマニュアル、火災の場合、地震の場合、水害の場合はこういうふうな形にするんだよとか、あるいは組織についてはこういうふうな組織が望ましいというようなものをお配りいたしておりまして、それに基づいた計画づくりが今進められているというふうと考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひですね、そういった統一されたものを全行政区にですね、完備していただきたい。

最後の質問になりますけれども、その防災マニュアルが全地域に完備されまして、このシステムが機能するという形になるわけですが、その予行演習としてですね、来年度、その防災避難訓練が必要ではないかと思えます。その辺の計画があるのかないのか、ご意見をお聞かせください。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 市全体といたしましては、9月1日が防災の日でございますので、その防災訓練に近隣の方に参加していただく、あるいはこのシステムができたときには、そのシステムを使いながら防災訓練をやっていこうというふうに考えております。地域の自主防災組織におきましては、このマニュアルの中にもやはり年に1回程度ぐらいはそういう訓練、あるいは机上だけの訓練というのがございまして、それでもいいですからぜひやってくださいというようなことで、マニュアルをつくっておりますので、私どもが出かけてそういう指導が必要であれば、机上訓練も何度か今まで行ってしておりますので、それも含めて指導をしてみたいと、そういうふうに考えております。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひ来年の9月1日、全地域でですね、このシステムを使った予行演習ができるようお願いをしておきます。

この防災情報システムは、使う段階で想定外の問題もいろいろ発生してくると思いますが、これは太宰府市民にとっても大変有意義な事業であると私は確信しております。災難というのは、いつやってくるかわかりません。一斉放送によって素早い対応ができますよう、一日も早いシステムづくりの完成を期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

副議長（大田勝義議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

8番（渡邊美穂議員） ただいま副議長の許可をいただきましたので、通告に従い障害者自立支援法についてと地域運営学校の2項目にわたり質問いたします。

本年4月から段階的に始まり、10月には本格的に施行される障害者自立支援法の大きな特徴の一つは、これまで国や県であった主体が各自治体になるということです。つまり、自治体によっては、以前私が質問いたしましたタイムケア事業など独自の施策を行うことができる反面、場合によっては自治体間で福祉施策に大きな格差が生まれる可能性が非常に高いということです。また、これまで区分けされていた3つの障害が一つになり、障害者が自由にサービスを選択できるようになる反面、これまでの応能負担から応益負担へと移行します。今まで個人の収入に応じた負担額だったものが、今後は受けたサービス分を自分で負担するということになります。障害が重ければ重いほど就労は困難であり、サービスは多く受けなければなりません。つまり、障害が重い人ほど負担額が増えるため、支払うための収入がない人はサービスをあきらめなければなりません。

主体が自治体に移行することから、これからの障害者の生活は首長である市長がどのようなお考えをお持ちなのかによって大きく変わってきます。今回議会へも請願が出ていますが、障害を持つ方々は、今の生活そのものが継続できるかどうかということに大きな不安を持っていらっしゃると思います。昨日の清水議員のお話にもありましたように、福岡市では今回の法改正によって自分の収入ではこれまでのサービスを受けることができなくなると考えた家族が、親子心中を図る痛ましい事件も起こっています。そこで、まず市長にお伺いたしますが、今回の法改正によって障害者の皆さんが不安を抱える中、太宰府市では福祉施策をどのようなお考えを持って進めていかれるのかお聞きいたします。

次に、この法律の施行後、障害者が自分の生活を守るためには、まず法律をしっかりと理解しなければなりません。しかし、法解釈は大変に難しく、また自治体によって施策内容が異なる可能性があるため、自治体から事業者や障害者本人に対して詳しい説明がなければ、その内容を理解することは不可能です。福岡市のような事件を起こさないためにも、今後どのような方法で説明を行っていくのかお聞かせください。

次に、認定審査についてですが、106項目に及ぶ認定審査項目のうち79項目は介護保険の認定審査項目です。この中で、例えば「トイレに自分で行けますか」という設問に対して、特に精神や知的障害を持つ方々は、イエスかノーでは回答できない場合があります。介護認定審査でも認知症の場合で問題になっているように、身体的な問題だけでは回答できない設問が多く、このようなグレーゾーンの回答者についてはどのように指導し、対応していかれるのかお伺いいたします。

3番目に、地域の独自性が出てくる地域生活支援事業と障害者計画策定について、その方向性及び今後の予定についてお伺いいたします。

2項目めは、地域運営学校についてお伺いいたします。

公立学校の運営を地域の住民やPTA、有識者で構成する学校運営協議会で行うというこの新しい制度は、平成16年度に法律が施行され、全国に広がりを見せています。春日市では昨年度より3校、本年度よりさらに4校追加し、小学校5校、中学校2校の合計7校で地域運営学校をスタートさせました。春日市では運営協議会の決定によって、本年度より2学期制を実施している学校もあります。以前総務文教常任委員会で杉並区の地域運営学校の視察を行いました。私個人としては大きな成果を生むことができる反面、様々な課題も抱えているという感想を持ちました。そこで、太宰府市としてはこの地域運営学校についてどのようなお考えをお持ちなのか、またその中心となる学校運営協議会について、その特徴と課題についてどのようにとらえておられるのかお答えください。

回答は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま渡邊議員から障害者自立支援法についてのご質問がございましたので、まず私からご回答申し上げたいと思います。

このたび施行になりました障害者自立支援法でございますが、今までの実施主体が都道府県と市町村に二分化されておったのでございますが、市町村に一元化されたこと、それを都道府県がバックアップするというような仕組みになってきております。

市町村におきましては、利用者本位のサービス体系に再編されることで、規制の緩和を進め、既存の社会資源の活用が可能となるように、また地域の特性を生かした地域生活支援事業などに取り組めるような好ましい姿ではないかと考えております。

しかしながら、今までの利用者の皆さん、あるいは新たに利用される方々がご心配されております内容については、まだまだ問題、課題がございますし、十分な説明を行うとともに、早く現状の把握に努めてまいりまして、改善等国、県に対しましても要望していきたいと考えております。

なお、ご質問の具体的な回答につきましては、担当部署であります健康福祉部長からご回答をさせていただきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ご質問の項目につきまして私の方からご回答させていただきます。

対象者の皆様に対する説明責任という点におきましては、特に障害福祉サービスを利用される方々には、障害者自立支援法についての法の解釈が難しい面もございますので、機会あるごとに対象者の方々にはご説明を申し上げていきたいと考えております。

次に、障害区分認定調査及び審査判定の内容につきましては、ご本人、それからご家族の状況、現在のサービス利用や日中活動の状況、介護者の状況環境などについて概況調査、それから心身の状態についてのアセスメント調査、106項目でございますが、そういうもの、それからその他特記事項につきまして調査をいたします。そのデータをもとに、障害程度区分の第1次判定や審査会での第2次判定を行うように考えております。このときに、第1次判定の補足資料といたしまして、医師の意見書を添付しながら第1次判定の補足資料として採用するようにはいたしております。

そのようなことで、国の基準によりますアセスメントの調査106項目のうち79項目につきましては、要介護認定調査項目の内容と同じになっておりますが、あとの27項目につきましては、障害程度によりきめ細かく把握できるように、1点目といたしましては多動やこだわりなどの行動面に関する事項、2点目としまして話がまとまらない、働きかけに応じ動かないでいる精神面に関する項目、3点目につきましては調理や買い物ができるかどうかなど、日常生活面に関する項目が追加されております。身体障害、それから知的障害、精神障害の特性を踏まえた調査や審査内容となっております。

次に、地域生活支援事業と、それから障害福祉計画の策定の具体的な内容と計画につきましては、市町村の必須事業として取り組まなければならない事業に地域生活支援事業がございます。その内容は、相談支援事業、それからコミュニケーション支援事業、日常生活用具の給付など移動支援事業、それから地域生活支援センターなどの事業が法律で定められております。

次に、障害福祉計画策定につきましては、国の基本指針が平成18年5月に示されております。障害福祉計画の基本理念では、障害者の自立と社会参加を基本とする障害基本法の理念を踏まえながら、障害者の自己決定と自己選択、市町村を基本とする仕組みの統一と3障害の制度の一元化、それから地域生活意向や就労支援の課題に対応したサービス基盤の整備などの点に配慮いたしまして、障害福祉計画を作成する必要があるとされております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 昨日清水議員のご質問に対しまして、市長から大変に誠意のある答弁があったと私は思っております、大変うれしく思っています。しかし、春日市ではですね、市長が自ら障害者を対象にして、市長と語る会というのを開催するように予定しておられます。申し上げましたように、これからは自治体が主体になるわけですから、そのトップのお考えを当事者に伝えるということは、大変に重要なことだと思います。特に、障害者の方は情報が入りにくい環境におられますので、いろいろな誤解が生まれている現状があります。そして、昨日担当課長から答弁がありましたように、少なくとも現在の生活だけは保障しますというような内容を市長のお言葉でですね、障害者の方々に直接伝えられることによって、障害者の方々、そしてその家族の方々、本当に安心されると思いますけれども、市長いかがお考えでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 本市の福祉計画でございますが、ご承知のように平成17年3月から太宰府の地域福祉計画等をつくりまして、福祉でのまちづくり、そういう実現に向けたもろもろの計画を立てておるわけでございます。

今回のこの自立支援法に基づきます福祉計画でございますが、これは10月実施に向けて地域の福祉計画を立てるようになっておりまして、今部長が申しましたようにそのことにつきまして実態把握、また現在支援を受けておられる方々の実情を把握しながら、変化がないような、そういう計画を今取り組んでおるところでございます。基本的には、障害を持たれる方が地域で、そして地域の皆さんと一緒に生活できる環境をつくっていくと、そういうことが基本理念だろうと思います。そういう意味で、私も当然福祉計画についてはいろいろな意見を聴取いたしますし、障害者の皆さんからのご要望等も聞いておりますので、今後そういう点ではさらに一層法の精神を生かした意味で、地域の皆さん方にマイナスにならないような取り組みをしていきたいと、かように考えております。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） できましたら、市長のお声で直接その口でですね、障害者の皆様方に声が届くところで、今おっしゃっていただいたことを言われると、障害者の方も大変に安心されると思います。

本会議2日目の私の質問に対しましてですね、認定審査会を広域で実施して、4市1町で施

策内容を一定その足並みをそろえるというようなご回答がありましたけれども、それは非常に効率的なやり方だと私は思っております。ただ、この法律が施行される以前にですね、既にこの4市1町で福祉施策の中にはかなり開きがあります。先ほど市長も皆さんの意見を聞いてというふうにおっしゃいましたが、例えばその障害者を抱える家族がですね、冠婚葬祭、あるいは家族自身が病気になった場合ですね、障害者を一時的に預けなければならない場合、こういった場合のレスパイトサービスですとか、あるいはショートステイ、そして障害児の夏休み、冬休みといった長期休暇、こういったところの学童施設などは筑紫野市とか大野城市にはあるんですが、太宰府市にはありません。母子家庭を含めて仕事を持っている親にとって、長期休暇に小学校4年生以上の障害児を預ける場所がないということは、これはもう死活問題になっております。一定水準までは足並みをそろえることは可能なんですけれども、そこから先はやはり自治体の判断によります。ぜひ市長には近隣と足並みをそろえていただきたいという私自身の希望もありますから、先ほどおっしゃいましたように、まず現在の施策においての違い、そして今後の他市の状況なども十分ご覧いただきまして、この地域生活支援事業を実行していただくようお願いいたします。

そして次に、説明会についてなんですけども、機会をとらえてというふうには先ほどおっしゃってられましたけれども、答弁の中にもあったように法解釈は本当に難しいと思います。それで、これは久留米市のものなんですけども、久留米市はこういったパンフレットを独自でつくっております。太宰府市では、太宰府市独自のこの自立支援法に関するパンフレット、社協がつくったものが下に置いてあるようですが、あれは厚生労働省のをそのまま活用されているものなんでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 確かに言われますように、法そのもの、それから制度の内容についてわかりづらいところはあるかと思えます。それで、説明会は一度3月に行ったんですが、それでは不十分ということも当然ございます。それで、説明会后につきましては、電話の問い合わせもあるんですが、窓口にかなりの方が来られた中ですね、どうしても一対一の中で話をしていけないとわからない部分が多くございます。そういうもので、かなりの方がお見えになった中で、一対一で説明をしながらですね、一定の理解は求めてもおりますし、その中でもなかなか理解しにくい点もあると思えますので、そういう一対一でのですね、丁寧な細かな説明を今後も進めていきたいと思えますし、パンフレットにつきましては、今国がつくっておりますパンフレットを活用しながらですね、説明をしているんですが、私もこのパンフレットを見た中ではわかりやすくできているなということもございますが、それぞれ一人ひとりの方々のいろんな状況とかサービスの内容も違いますので、そういうのは先ほども申しましたように、やはり個人的にしていけないとですね、わからない面が多うございますので、それは今後とも精力的にやっていきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今のご答弁は私も賛成をいたします。やはり、個別に対応していただくことが非常に重要だと思いますが、やはり同時にですね、法律の概要を知るためには一定のこういったパンフレット、今厚生労働省のを活用されていると思いますが、必要だと思います。それに当たって、視覚障害者用の点字パンフレットというのは用意されておられますか。これはたしか3年前の補正予算でですね、100万円以上の予算で点字用プリンターを購入されたはずなんです、これはいかがでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 予算を計上させた中でですね、点字プリンターを購入はいたしております。それで、手話通訳の方も今来ていただいているんですが、そういういろんな方々の協力を得ながらですね、プリンターについては活用してっておりますし、今後いろんな制度そのものについてのわかりやすい、そういう機械を使ったですね、資料もつくっていきたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今後ですね、個別に対応していただくと同時に、例えば一定人数を集めてその説明会を開かれる機会がもしかしたらあるかもしれませんが、その際にやはり障害に応じた配慮をしていただきたいというふうに思います。今申し上げたようなその点字資料、また聴覚障害の方の今おっしゃった手話通訳、また障害児を持つ方々は託児等も必要になるかもしれませんので、それぞれの皆さんの要望を聞かれた上で十分に対応してください。

次にですね、その障害区分認定審査なんですけども、これは障害者の生活を本当に大きく左右します。先ほど質問いたしましたイエス、ノーで回答できない場合は、ご回答にもありましたように、特記事項にそういった詳しい状況を書くようにならなければなりません、そのためにはですね、訪問調査を行う人間がその障害内容とか、あるいはその障害者の生活に対して一定の知識を有することが求められるんですが、太宰府市では一体この訪問調査はどなたが行われるのでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 確かに訪問調査をするときに、障害をお持ちの方のいろんな状況をお伺いするときにですね、どうしても専門的なことが必要になってくると思います。それで、今回の議会の補正予算の中で上げさせていただいている中でですが、専門の方にですね、そういうことをお願いをしていこうというふうに考えています。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） その専門というのはケアマネジャーとか、あるいはそういったヘルパーの資格を持っているということなんでしょうか。それと同時に、この調査員の方に対して事前の研修は行われる予定はあるのでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今の説明の中で専門ということだけでちょっと話しましたが、いろ

いるな事業者があるわけですが、そちらの方をお願いをしていこうと思っています。それで、その実際調査を行うための研修会というのが県の方で開催をされますし、その研修会に参加された事業所でないと、こちらの方は委託しないということも決めておりますので、そういうことで細かないろんな複雑なこともございましょうが、そういうものに対応していけると思っております。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この訪問調査、1次認定のときに非常に重要になりますので、慎重に進めていていただきたいと思います。

介護給付の場合なんですけども、2次審査で先ほどおっしゃいましたように、医者意見書を1次審査に添付して出すようになりますけれども、北九州市ではですね、このお医者さんが意見書作成を拒否するという事例が起きています。医者の立場からするとですね、1件の意見書作成を行うのに介護保険の場合よりも審査事項も多く、下手すると約2時間近くかかってしまう場合があるわけです。しかも、認定審査時期が限られていますから、その意見書作成を希望する障害者が一時期に集中します。開業医の場合ですね、1人の障害者の意見書作成に2時間以上その時間をとられてしまうということは、ほかの患者さんに対して大変な負担をかけることになります。市ではこういう問題について、何か検討されておられますでしょうか。また、この意見書作成のための補正予算で、私の質問に対して対象者が250名というふうにおっしゃっておられましたが、この250名という数字は何を根拠にされたんでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 2次審査に添付します医師の意見書でございますが、私も今手元を持ってありますが、かなりの項目がございます。それで、多分医師の方にはいろいろ大変なお願いをしていくわけですが、基本的にはこの事業をやっていく中で、当然医師会の協力ができないという事業でもございます。それで、10月1日の実施に向けまして、4市1町での審査会の整備とかですね、事前準備とかそういう関係もございまして、4市1町で筑紫医師会の方にもお願いも行きまして、当然お願いする中には意見書ということが出てきますので、そういうものも含めながらですね、お願いをしてきております。それで、確かに意見書を書くためには時間をとるかと思っております。その辺につきましては、医師会の協力、それからそれぞれの医師会に入ってあるお医者さん方の協力は絶対必要でございますので、そういうものにつきましては機会あるごとにですね、お願いをしていきたいというふうに考えております。

（8番渡邊美穂議員「答弁漏れ、250名の」と呼ぶ）

250名の分につきましては、対象者の人数ですね、それから私どもの方で少し検討した中で数字でございます。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今の意見書作成についてなんですけども、これまでですね、余り意見書作成の経験がないお医者さんというのかなりいらっしゃいます。ですから、そういった現場

のお医者さんは非常に戸惑われることが多いと思いますし、この意見書の中にはですね、障害によってその方の生活にどのような影響があっているのかといった、そういった個別に生活状況を把握していることがお医者さんの方にも求められます。したがって、かかりつけのやはりお医者さんに意見書を書いてほしいというのは、障害を持つ方々にとってはしごく当然の要望になります。先ほどおっしゃいましたようにですね、今後医師会ときちんと協議をしておかないと、後で病院の現場で混乱を生むような可能性がありますから、少なくともそのお医者さんが意見書作成を拒否するなどということが起こらないようにですね、きちんと事前に対応されていってほしいことを求めます。

先ほど250名については、内部検討された結果という数字ですが、万一ですね、その不足が出た場合というのは、再度補正をかけられるというふうに考えていてよろしいでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 制度が新しく、今までの制度とちょっと違ったような形になります。それで、いろんな説明会もやっておりますし、いろんな相談をする中でどうしても口コミによりますですね、いろんな事業を受けたいという相談も増えてくるかと思えます。そういうときにつきましては、その分については補正をお願いしていこうというふうに思っております。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） それでは次にですね、地域生活支援事業について3つお尋ねをいたします。

まず1つ目はですね、地域活動支援センターをどこに設置されるのか。そして2つ目は、補装具と日常生活用具について費用の負担方法はどのようにされるのか。3つ目は、太宰府市内に県が指定した相談支援事業者がいってほしいのか、もしいってほしいとしたら、それはどこなのかお聞かせください。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 事務的な内容になりましたので、私の方からご回答させていただきます。

まず、支援センターをどこにということですが、支援センターにつきましては現在運営をされています事業所等がございます。一つは大きく言えば、精神障害であれば筑紫地区の「つくしぴあ」でございます。そこも一つの地域支援センターという形になるというふうに思っていますし、そしてまたいろんな作業所等がございます。その作業所におきましてもですね、それぞれの今後社会に復帰できるような形の支援という形では変わってくるというふうになっております。これは移行期間がございましてですね、大体5年計画の中で、その間に移行していこうということがあります。これは移行するまでにですね、私どもの調査といたしまして、移行調査というのがございます。移行されるのかどうか、あるいはまた移行してもどのような程度で行っていくのかという調査がございまして、そこでセンターとし

て認めていくのか、あるいはまた別なところの作業所として認めていくのか、これはそれぞれの選択によって変わってまいります。

それと、補装具の負担でございますけども、補装具の負担につきましてもですね、現在支援費制度で行っております補装具の負担ということでありますけども、この自立支援法が制定されてからはですね、その基準が設けられておりまして、その基準に沿って補装具の負担も行っていくということになりますし、個人負担も出てまいります。原則的には1割ということでございますけども、これは今後その補装具を必要とされる方について、また個別に申請項目が出てまいりますので、人それぞれがまた違った補装具を活用、利用されておりますので、そのときに応じてですね、個別に説明をさせていただこうというふうに思っています。

それから、もう一点ございましたが、これは事業の相談員ということでございますけども、相談員につきましても、今4市1町でもいろいろ頭を悩めているところでございます。ただ、できれば当初は4市1町で一括した相談員ということですね、相談事業を行っていただく業者ですね、委託できたらどうだろうかというような話も出てまいりましたけども、今正確には決まっておりません。私どもの考えていきますと、いずれにしましてもですね、太宰府市におきましても、大きな福祉法人を持っておられる事業所もございまして、そういうところにも今後声をかけながらですね、進めてまいりたいと。そしてまた、4市1町でどうなるかというのも今後の課題でございますので、これも担当課の中でですね、煮詰めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） その地域生活支援センター、一つ固有名詞で「つくしぴあ」を挙げられましたけども、こちらは精神障害の方が集まっていられるところですから、そういった形になるとすればですね、やはり障害別にそういったこの支援センターをですね、設置しなければならなくなる可能性も出てくると思いますから、そういった障害に対してその相談事とかいろいろなアドバイスに対して漏れがないように、今後移行調査を行っていただきたいと思っております。

補装具とか日常生活用具については、結局国の基準でやはり障害者の方も今後1割負担になるということなんですけれども、これは例えば市独自の減免制度とかも考えられるわけですが、昨日のお答えでは一応基準に従ってということになっておりましたけれども、やはり個々の障害者の方の生活状況、それは十分に見ていただいて、今後もっとよく検討していただきたいというふうに思います。

それからですね、地域生活支援事業のこの移動介護、ガイドヘルプについてなんですけれども、これまでの支援費が廃止されまして、3年後にはこの自立支援法は介護保険と統合することを視野に入れておられます。ですから、介護給付という形になってくるわけなんですけれども、国からはですね、それに対してその統合補助金というのが交付されるわけですが、その算定基

準に先ほど申し上げたこのガイドヘルプの利用実績、そしてその人口割というのが算定基準になっているわけですが、そのガイドヘルプなんですけれども、これは国からの補助金を受けるための算定基準になる数字ですから、そのガイドヘルプがですね、視覚障害者のみの今まで利用だったというふうに太宰府は聞いておりますけれども、これは本当でしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 視覚障害者の方については、この制度はしております。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今質問では、要するに視覚障害者の方だけがガイドヘルプを使ってあって、ほかの身体障害とか知的障害、精神障害の方は、太宰府市ではガイドヘルプを使っていないような状況だというふうに解釈をいたします。しかし、現実ですね、障害の方が移動する場合、ガイドヘルプが必要なのは視覚障害者の方だけではありません。これまで太宰府市の多くの障害者の方、その家族に頼っているという現状があるわけです。親は先にいなくなりますし、いつまでもその家族だけでは対応できないわけですから、障害者が自分の都合のいい時間に、例えば食材を含む日用品の買い物に行ったりとか、あるいは地域活動に参加するというのは、これはもう憲法に保障された人間としての生存権ですから、このガイドヘルプという、今視覚障害者のみが使っておられるという、これが実績ですけども、現状がどうなのか。先ほど市長もおっしゃいましたけれども、実際に上がってきている数字と現状がどうなのかということをもう一度市の方ですね、きちんと出していただきたいと思います。今までのガイドヘルプの総量が要するに実情に合っていないわけですから、そうすると国からの補助金もその分しか来ないということになっているわけですから、そういたしました場合にですね、実情に合わせるためにこの地域生活支援事業の今後の予算、そしてその内容等は再度検討する必要があると思いますけれども、いかがでしょう。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 地域生活支援事業につきましては、今回の制度の中でもきちんとうたっておりますので、今ご質問の中にもありましたように、一つのその実績が算定の基礎になるということも国の方でも考えてあるみたいですので、当然いろんな場所の問題とかですね、当然それを必要とされる方は制度としてつくっていただきたいという希望を持ってありましょうから、その分につきましては今後検討していきたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 障害者の方の中にもいろいろな方がいらっしゃるの事実なんですけれども、今までのそのガイドヘルプの総量で見てもわかるようにですね、この今まで支援費という制度ですら遠慮して使わない、できるだけ家族の中でやってしまおうというふうに努力をされている家族が多いのも事実なんです。ですから、今後ですね、そういった家族に対して過度の負担がかからないような形で、それは行政がやはりきちんと実態の調査をしていただきたいというふうに私は思います。

今回の法改正はですね、障害者の選択できる場所が増えるというメリットもありますけれども、これまで国が行ってきたことを、特にこの地域生活支援事業をはじめとして、自治体に丸投げしてきたというところもあります。担当課では国からの通知が遅いこと、また法解釈についてかなり困難が伴うことと思っておりますけれども、今回のこの法律をうまく運用して、障害者の生活実態に合わせるために、まずはその当事者の意見を十分に聞いてですね、これまでになかった太宰府市独自の施策を実施されることを要望します。

総務部長にお願いなんですけれども、人事についてなんですけれども、私今回この自立支援法について自分なりに勉強してきたつもりなんですけれども、この法解釈だけでも本当に大変でしたし、資料だけでも百何十ページあるような資料がたくさん出てきておまして、今でもまだ理解できていないところがあります。今後障害者世帯ではですね、負担を軽くするために世帯分離の相談なんか福祉課の方には出てくると思います。そうすればですね、税金の問題も絡んできます。また、申し上げましたように3年後に介護保険との統合も控えておまして、そうすればですね、高齢者と障害者が同じ法律でくられるようになってくるわけです。そうすると、担当課の方としてはますます混乱をしてきますし、同時に事業者や障害者、高齢者の皆さん方からの相談は、これからますます増えてくると思います。そういった問題等ですね、的確にアドバイスができる職員というのがこれからさらに必要になってきます。しかも、かなり専門的な要件になってきますから、職員の育成を、もうかなりプロフェッショナルな職員が必要になりますから、その職員をできるだけたくさん育成していただきたいということをお願いいたしまして、この質問を終わります。

では、次の回答をお願いします。

副議長（大田勝義議員） ここで11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時08分

~~~~~

再開 午前11時25分

副議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

教育部長（松永栄人） 地域運営学校について市の考えをお答えいたします。

地域運営学校は、保護者や地域住民が一定の権限を持って、学校運営に参画する新しいタイプの公立学校のことで、これまで学校が閉鎖的という反省から、地域に一層開かれた学校づくりを進めようとする考えのもとに打ち出されたものです。

充実した学校教育の実現には、学校・家庭・地域社会の連携、協力が不可欠であります。本市としましても、その意義は認めているところでございます。したがって、本年4月に改正しました太宰府市立学校管理運営規則にも、学校運営協議会の設置を可能とする条文を起こしたところでございます。今後は、先進的にこの取り組みを進めている春日市等全国で約20地域の動向を見据えながら、研究してまいりたいと考えております。

次に、学校運営協議会の持つ特徴と課題についてお答えいたします。

まず、学校運営協議会の特徴についてですが、その最大の特徴は当該指定学校の運営や職員の採用、その他の任用に関して学校運営協議会が意見を述べるができることです。それだけに、学校運営協議会の組織及び運用に関しましては、私どもとしましては慎重に進め、適切に機能できるよう留意していくことが大切であり、これが課題と考えております。このことを踏まえまして、さきに述べましたように、本市としましては先進地の動向を見据えながら、地域運営学校につきまして調査研究してまいりたいと考えております。また、この趣旨でありまです地域に開かれた信頼される学校づくりの観点から、本市では各学校が学校評議員等を活用しながら、その説明責任を果たすよう努力しているところでございます。

以上です。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今回はまだ市のお考えを伺っただけなんですけれども、東京都ではこの学校運営協議会によって校長先生の人事まで変えられたというケースが報告されています。これが是非かも含めまして、その学校運営協議会を構成するメンバーというのは、選び方が大変に重要になると思います。私が実際春日市の方の担当課の方にお話を伺いました中でもですね、やはりこの構成メンバーを選ぶときには非常に慎重になったと。今年は段階的であるために、市の方から逆に指名をしてお願いをしたというような状況をご説明いただきました。もし、今後太宰府市におきましてもですね、この地域運営学校を導入されるお考え、またそういった検討をしていかれるということでしたら、もうこれは十分に慎重に行っていただきたいと思っておりますし、その検討段階からですね、順次どういった段階に今来ているということができるだけ議会の方にもご報告いただきますようお願いをいたしまして、この質問を終わります。

以上です。

副議長（大田勝義議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、14番佐伯修議員の一般質問を許可します。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） ただいま副議長より許可をいただきましたので、通告いたしておりました次の3点について質問いたします。

まず、吉松地域の将来の道路、水路整備計画についてであります。

本市の西地域の御笠川において、先日6月2日下川原橋の開通式が行われました。この橋は30年前から議会でも取り上げられ、待望久しかった橋でもあります。私も地元住民の切なる要望として、議会で早期実現していただけるよう質問いたしてまいりました。そして、災害復旧と同時に、ようやくここに橋の長さ54m、幅9.5m、これは車道7m、片側歩道2.5mのすばらしい橋が事業費2億156万3,000円をかけ、完成いたしました。地元といたしましても、大変喜んでいただいております。さぞかし多くの方が利用され、渋滞が解消されるとともに、経済

効果大なるものと確信いたしております。そしてまた、その地域では兩岸を挟んで組合施行による区画整理が起工され、下川原橋を中心に開発、発展しようとしたしております。また、向佐野、大佐野地区は、本市による区画整理もほぼ完成し、すばらしい地域に基盤整備され、見違えるように発展いたしております。

しかしながら、吉松地区では少しは改良されてきてはいますが、ほとんど旧来のままであります。そういった中で、取り残された吉松地域の安全、安心のまちづくりのためにも、将来の道路、水路計画が必要と思われる。

そこで、次の3項目について市長のお考えをお聞かせください。

まず1点目は、下川原橋が開通したことにより、県道31号から道路が全く整備拡幅されていない吉松地域を通過して下川原橋を通り抜ける車両が増えると思われる。そこで、下川原橋と県道31号とを結ぶ主要幹線道路が必要と思われるが、どのように考えておられるのか。

2項目めは、同地区地域の水路は旧来の農業用水路であり、大雨が降ったときは至るところであふれ、住宅地の低いところでは床下浸水に見舞われています。これは、この地域全体を計画的に改良していく必要があると思われるが、どのように考えておられるのかお聞かせください。

そして、最後に3項目めは、私が以前議会でも述べていますが、大小様々な道路が入り乱れる独特な吉松地域の交差点に信号をつけてほしいと要望していましたが、その後の経過はどうなっているのでしょうか。特に、今回は下川原橋が開通し、交通量が増えると思われるので、強く要望いたします。また、少し広い道路での速度制限の看板が見当たりません。スピードを出し過ぎていると思われる車をよく見かけます。どのような規則で何m置きに看板を立てているのかお聞かせください。

次に、市内の至るところに点在するコンクリート壁の落書きについてであります。

この件については、私も何度となく議会でも取り上げてきましたが、きれいに消されたと思えば、また落書きされており、歴史と文化の香るまちとしては大変情けない限りであります。行政としてはだれが書いているのか特定できているのか、また市民のボランティアの方々に消していただいておりますが、どの程度の費用がかかったのか。そして、民間施設にも書かれています。どのように対応されているのか、市長のお考えをお伺いします。

最後に、市内の橋の下、空き地での不法居住者についてであります。

このことは市民、地域住民では対応、対処できなく、大変困っています。こういった事態こそ、行政の力を発揮していただきたいと思っております。地域住民の子どもたちのトラブルも発生していますので、次の点について市の考え方、または知っておられたら教えてください。

今現在、こういう方々は本市に何人くらい住まわれているのか。また、近隣の市にもおられると思いますが、どれくらいおられるのか。そして、行政としてこのまま放置するのではなく、何らかの方法で対応していかなければならないと私は思いますが、市長の考え方をお聞かせください。

回答は件名ごとにてお願いします。

再質問は自席にて行います。よろしくをお願いします。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 市長にということですが、最初に私の方から答えさせていただきます。

まず、1点目の下川原橋から吉松地域を通り、県道31号線へのアクセス道路計画ということでございます。

ご質問の道路につきましては、これまでにいろいろな路線を計画いたしました。吉松地域の県道と市道の標高差、それからJR踏切との関連で思うように進んでいないのが実情でございます。しかしながら、先ほど言われましたように吉松東と通古賀の区画整理事業、それから県によります御笠川の改修事業、それに伴います地域再生で市の方で道路計画等がございますので、それができ、町並みができ始めますと交通量が増えてくると、そういうふうに思っております。

今後につきましては、国分地区の県道112号線、福岡・日田線、旧3号線でございますが、それより吉松区域のおっしゃいます県道31号線を含めた中での吉松地域の道路計画、これの検討を進めてまいりたいと思っております。また、市道水城駅・口無線、土居踏切付近についてでございますが、時間帯によっては大変混雑いたしておりますことから、できるだけ早い時期に改良、そういうものをしていきたいというふうに考えております。

それから、農業用水路の拡幅についてでございます。

吉松区の農業用水路拡幅につきましては、同地域の水路は旧来の農業用水路で、ため池から御笠川に流れ込む間にJR鹿児島本線がございまして、水路が軌道敷きの下を通過して御笠川に流れ込んでおります。この軌道敷きの下の水路は、JR鹿児島本線開業当時のままでございまして、現在の雨水排水計画の断面よりも小さく、平成15年の豪雨のときに軌道敷きの下を通る農業用水路が狭いためにあふれて、地域一帯に被害をもたらしました。そういうことから、JRに軌道敷き下の水路の改修をお願いしまして、平成15年度と昨年平成17年度に土居踏切より前後にある水路がございまして、そこを改修いたしました。今後も引き続き、軌道敷きの下の断面不足の水路の改修について依頼をしていくつもりです。また、雨水幹線でもございます土居・中道踏切を通る水路は、JR、それから上下水道とも協議を進め、断面不足であります区間の水路の改修に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、交差点の信号、速度制限の看板についてということでございます。

ご質問の吉松地域の道路についてですが、県道31号線が混雑いたします朝夕には、同路線の迂回路として通勤車両で混雑いたしております。この地域の道路整備は、向佐野区から山崎設計前交差点までと水城駅前通りの改良を行ってまいりました。

速度制限の規制につきましては、筑紫野警察署に確認いたしましたところ、明確な基準はなく、道路管理者と警察署との協議によって、公安委員会の意思決定でできるということござ

います。速度制限は、道路には設計速度というのがございまして、それから通常時速20kmほど下げて設定できるということでございます。標識につきましては、約300m置きに設置できるということでございます。そのところの現場を確認させていただきました。特に、幹線でありますフケ・水城駅前線、まほろば号が通っておりましてございますが、マルキョウ前から大佐野の方にしか標識がないのが確認できましたので、できるだけ早い時期に公安委員会の方と協議をしていきたいと考えておるところでございます。また、交差点の点滅信号機設置につきましては、引き続き要望していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） ただいまの答弁を聞いておりますと、何かほとんど前向きに考えておられるということで安心いたしておりますが。

行政はいろんな規約、規律でもって仕事をされているわけですけど、私が今回質問したのは平成18年度の経営方針が平成17年11月に決定されております。この中で、私も読んでいますと、3点目に「快適で魅力あるまちづくり」、4点目に「文化の香り高いまちづくり」ということで経営方針が発表されていますけど、この中では私が住んでいる吉松地域ですけど、ほとんど何か関心ないというか載っていないようでしたので、一般質問したわけですけど。

吉松というのは、もう一つ地域で皆さんご存じであろうと思いますが、水城堤防、水城堤防ご存じですね。あそこはどこを通過して政庁に来ていたと思いますか。どなたかご存じの方。ということはね、知らないということはいろいろ文献を調べてみますと、当時鴻臚館ですね、外国から来てから大体水城堤防の西門、吉松を通らないと政庁に来られなかったと、という文献ちゃんと残っています。ということで、吉松というのは大事な関所なんですよ。ぜひね、吉松を見捨てないでくださいよ、ということじゃないけど。ということでぜひね、整備していただいて観光の一つの目玉というかですね、そういうことでぜひ重視していただきたいと思えます。

先ほども言っていましたけど、先日の新聞でもですね、6月7日の朝刊に載っていました。通古賀と吉松東地区が区画整備をなされるということで、通古賀地区が7.3ha、吉松が2.3ha、組合施行でされるわけですが、通古賀から西鉄都府楼前駅まで徒歩10分、吉松東からJR鹿児島本線水城駅まで歩いて10分、一部は共同住宅エリアも計画され、交通の便がいい住宅地になり、人口増が期待できるということですが、新聞では1,430人の方々がその地域に張りつかれるというか居住される、住まわれるということですが、市のまちづくり企画課としては、通古賀地区と吉松地区は何名、どれくらいの方々がお住まいになられると想定されていますか。お互いにちょっと分けてお答えください。

副議長（大田勝義議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 通古賀地区につきましては約1,200名、それから吉松東につきましては約200名ぐらいを想定いたしております。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） ということは、将来その方々がそこに住まわれるということで、その地域から要するにJR水城駅、西鉄都府楼前駅を使われるわけですよね、利用されるということで。ということは、とりあえずJRまで行くのにですよ、吉松東から2つトンネルがあるんですよ、高速道路のトンネルが。それから出て、JR水城駅まで行くのに非常にいびつで狭い、車が1台しか通れない地域が2か所あります。あの地域はぜひ拡幅していただきたいというか、これは将来住まわれると、やっぱり通勤、通学、それから学校の通学路にもなりますし、今大体申しますと、判田材木店の前あたりから点滅信号まで、それと下川原橋近くの一番最初のトンネルからその点滅信号まで、両方とも非常に狭いんですよ。ということで、皆さん苦労されているし、お互いに車の離合で途中でけんかが起きたりしているんですよ。ということで、ぜひ早急に、早々にその地域の拡幅をお願いしたいと思いますが、市としてはどのように考えておられますか。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 先ほどそういうところも含んで大体検討していくと言ったつもりでございますが。

もうその地域はおっしゃるとおりに四面楚歌といえますかね、立地的にですね、それこそ水城堤防、それから旧国道3号線、それからJR鹿児島本線、それから北の方は国道3号線が通っておりまして、川、西鉄、それでこちらは長浜・太宰府線ということで、なかなか道路の取りつぎが実際都市計画図を見ても難しゅうございます。ここで下川原橋を開通して一つの道路をつくって、それから田中・松本線ですか、先達の方がずっとつくってあって、途中で切れておりまして、その難しさがやっぱりわかります。今回県のそういう河川改修のことが来て、思い切って今そこまでできたということで、ある程度の少し前段ができたかなというふうに思っております。おっしゃいますとおりにトンネルが2つありまして、吉松区と幹線をどう整備していくか、南北ですね、それを今テーブルに乗せて具体的に検討いたしております。まだどうこう言える範囲じゃございませんけども、実際テーブルで検討をいたしておりますし、経営方針で見えんということでございますけども、見えるまでにはもうちょっとかかるかなというふうに思っております、内部で検討しておるといことはご認識していただけたらと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） 内部検討をしていただくということですので、よろしく願います。

それで最後に、最後というかその1項目めに対する市長の考え方というか、気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまご指摘の吉松地区の開発でございますが、道路事情につきましてはご承知のように先日下川原橋が完成いたしましたして、今年度中には正尻・川久保線、西鉄アンダーパスの改良工事等完了することにいたしております、吉松地区と国分地区の通行量も増えると思われまふ。ご質問の県道31号線へのアクセス道路でございますが、部長が申し上げましたように、これから吉松地区のまちづくりを考えた上に、十分な検討を進めてまいりたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） はい、ありがとうございます。

続いて、2項目めの回答をお願いします。

副議長（大田勝義議員） ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

~~~~~

再開 午後1時00分

副議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

建設部長（富田 譲） 落書き対策について市長にお尋ねですけども、私の方から先に答えさせていただきます。

1点目のだれが書いているか見当がついているかということでございますが、先般筑紫野警察署からの情報によりますと、それらしき人について事情聴取をしたということを知っております。実際、出かかまして確認をいたしております。しかしながら、市内には至るところに落書きがございます。それだけで解決したとは思っておりません。これまでどおり市民の協力はもちろんのこと、管理しております国道事務所、県の土木事務所、それから西日本高速鉄道株式会社にも、これからも落書き対策の協力を求めていきたいというふうに考えております。

それから、ボランティアで消していただいて、費用が幾らかかったかということでございます。

このことにつきましては、平成17年10月30日に太宰府市の社会人軟式野球連盟の皆さんに30周年の記念行事として、ボランティア活動として市内全域の落書き消し作業をしていただきました。本当に感謝いたしております。費用でございますが、市の負担で材料費として上塗りの塗料、それからローラー等で20万円ほどかかりました。

それから、3点目の民間施設への対応はどうしているのかということでございます。

昨年九州国立博物館が開館いたしましたして、内外を問わず多くの方が来られますことから、まると博物館構想を掲げ、九州国立博物館のまちにふさわしく、美しくなお活気のあるまちづくりを目指しておるところでございます。しかしながら、残念ながら市内の至るところに落書きが顕著に目立つ状況であります。また、落書き対策は今のところ公共施設だけの対応でとどまっておるところでございます。そういうことで、今後の対応策といたしましては、市内の環

境整備のため抜本的なそういう対策ということで、落書き防止条例の制定、これを今視野に入れて、その検討を行っております。その中で、民間対策へどうしていくかということも含めて考えておるところでございます。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） 部長の前向きな答弁ありがとうございます。

ところでですね、太宰府の文化の香り高いまちには、ああいう落書きは似合わないと思います。先日新聞のコラムをちょっと読んでみますと、夕刊ですけど、テレフォンプラザと書いてあります。2年続く道路掃除、久留米市でございます。県道を近くの引っ越し運送会社の営業所の人らしい若い男性2人がもう2年ぐらい清掃奉仕をしています、ということで週2日、朝8時ごろから道路の両側、各200mほどですが、ほうきでごみを集め、大きなポリ袋に入れて回収しています。20分から30分間黙々と作業をしておられます。おかげで一帯の道路は空き缶散乱やごみもなく、きれいです。さりげない清掃奉仕作業に感心していますということで、要するに2年間ずっとこういう活動を続けてきたところ、もう一帯はごみ、空き缶が完全になくなっているということなんですよ。ですから、私もこの落書きのことについても、消しては書かれ、書かれては消すということで、恐らく大変でしょうけど、一度消すのに今先ほどお聞きしますと20万円がかかるということですが、これをほっといておれば、そのまま次から次に書いてくるわけですよ、相手は。ということで、私なんか時々外国にも行くことがあるんですけど、テレビとかで写してあるように、ゴースタウン化しますよね、書いたら書いたでずっと次々から次。やっぱりああいうことは消して新しくすればまた、何かな、卵か鶏かじゃないですけど、ぜひ太宰府、国立博物館のあるまち、文化の香るまちということでですね、ほかの市町村、隣近所の市町もまねできないような、太宰府だけは消すんだという決意のもとにですね、条例を制定するということですので、つくっていただきたいと思います。

ということで、私の質問は大体ご答弁していただきましたけど、市長の心構えというか心意気というか、そういう意見を、このことについてどのように考えておられるかお願いします。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 落書き防止の問題でございますが、ただいまご指摘のとおり市内における環境整備、落書きをなくすこと、これは大変重要なことだと思っております。ご承知のように、昨年の12月に市民が安全で安心して暮らすということで、太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例を制定したところでございます。落書きの件につきましてもただいま部長が申しましたように、安全、安心のまちの大きな一つの課題といたしましても、この落書きを防止するためのいろいろの制度と申しますか、落書き防止条例制定を含めまして検討していきたいと。今後につきましては、市民の協力はもちろんでございますが、関係団体の皆さん、警察とともに鋭意協議を進めながら、抜本的な対策に取り組んでまいりたいと、かように考えておるところでございます。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 次に、不法占拠者の件でございますけども、ご質問の3項目についてお答えを申し上げます。

現在、太宰府市内には住居らしきものを構えました固定世帯が6世帯ございます。近隣の状況についてですけども、平成15年に県の福祉事務所が行いました調査によりますと、筑紫野市で3人、春日市で40人、大野城市で11人となっております。特に春日市については春日公園の中にたくさんの方がいらっしゃるというようなことを聞いております。現時点での正確な数は、把握をされていないというふうに聞いております。

それから、これからの対応でございますけども、非常に難しい問題がございますけども、警察機関をはじめ道路、それから公園、河川等それぞれの管理者等関係機関と連携を取りながら、施設の管理者、所有者を通じて不法占拠者の退去指導を現在でも行っているところでございます。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） 部長の答弁では、太宰府には6世帯の方が住まわれているということですが、場所は特定というかわかっておられますか。どの辺に住まわれているのか、把握されているでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 水城の高架下の中に車で、軽自動車ですかね、を母体として1世帯、それから吉松川の高速度路下のトンネル入口付近ですけども、そこにタイヤのおもりを乗せた小屋があります。それから、向佐野のJRの鹿児島本線の下に、右岸側と左岸側に1世帯ずつあるようです。それから、国分の同朋園の西側の高速度路下に1世帯、それから図書館の前の観世音寺の大橋の下に1世帯という形で、合計6世帯の方がいらっしゃるみたいでございます。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） 非常にあちこち住まわれているようですが、今お聞きしますと、特に何か河川、橋の下に住まわれているようですが、向佐野の高速度路とJRの交差しているところの現状をちょっとお聞きしましたので、ご報告、連絡しますと、今ははっきりと言って区長さんもうどうしていいか、地域で非常に悩んでおられるということでもあります。今まではずっと不審な動きがないかどうか見張り番まで置いてしていたけど、もう最近はちょっとあきらめて見張り番もなくなったということでございます。ということで、地元からJRにもいろいろお尋ねしましたところ、JRは被害がないからどうしようもできないという答えが出たということです。そして、あそこの今報告がありましたJRの両岸に一部屋ずつあるんですが、それと手前に、外に一部屋、3つの部屋が、家というか住まいがあるんですが、そこには四、五人の方が住んでおられるということでございます。その中には女性の方もおられるということです。また、そういう方々が自転車を使うということで、三、四台の自転車が常時あるということでございます。で、何をしてるかといいますと、要するに夜、夕方自転車に乗って、ご

みとかアルミ缶を拾い集めて、何かいろいろ作業をしておられるということでございます。ということで、非常に地元の方は関心があるわけですね、そこは水城西小学校があります。そして、その小学校の通学路にもなっております。ということで、地元としてはその通学路を変更するような話もされておりました。また、小学生じゃなくて中学生もそこを通っているわけですので、その近辺の子どもたちがやっぱり遅くクラブ活動なんかしてくるわけですね。クラブ活動して、一人で遅く帰ってくると。やっぱり怖いというか、ちょっと何が起こるか分からないということで、特に女性が中学校クラブ活動終わって一人で帰ってくるときなんか、非常に困ると、怖いということで、地元の方非常に困っております。

もう一つ、一番私が気になるのはですね、やっぱり住んでおるわけですから、いろいろ食事をした後汚物を出すわけですね。それがその今住まわれておる川、川の横に住まわれておりますから、垂れ流しなんですね。非常に衛生的にも悪い。せっかく今は上下水道完備したのに、川が汚れてはまた困るわけですので。その地域には何かペットボトルもたくさんほうり投げられてということで、非常に河川の管理にも影響するんじゃないかなと思うんですね。

そういったわけで、こういう問題は長引けば、ずっとおられればおる、何か居住権というか、住まう権利がだんだん認めるようになってですね、あるところでは何か住所までできたような形になっておりましたけど、行政、市としてはこの問題について、そのまま置いておくべきなのか。これは長期化する要素が往々にしてありますので、この件についてもうちょっと詳しくというか、どのように考えておられるのか。今いろいろ事情を説明してみましたけど、このことについて何か行政の方でありましたらお願いします。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 初め住まわれつつあったときのことも佐伯議員の方からお聞きした経緯がございます。それで、初めそういうことがあってはいけないということで、市の方で行った経緯がございます。セクト的と言われるかもしれませんが、市の管理ではなかったこともありまして、今おっしゃいましたJR、それから県営河川でございますので、那珂土木事務所、それから警察にも尋ねたと思います。しかしながら、警察の方も撤去はできないというようなことだったろうと思います。そういうことから、那珂土木事務所の方に数度、また数回電話で管理者として地元は非常に怖がられているといいますが、不審に思われているということを伝えて、何回か行っていただいた経緯はございますが、居住するところではございませんので、そういう意味で出ていってもらうようにということで、行ったり、指導はしたということでございますが、積極的な部分はちょっと伝わってこなかった経緯がございます。そして、今日に至っているということでございますので、今日衛生面、そういう面からもご意見いただきましたので、そこのところもあわせて強く再度那珂土木事務所の方に言いまして、公園でもそうでございますけど、短期間ならですね、何か決して永住するところではないと思いますので、そういうところからも連絡し、できるだけ早い時期に出ていってもらうといいますが、そういうこ

とでいきたいというふうに思っておるところでございます。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） できるだけ早くということですが、今余り完全に把握していないということですが、はっきりと言ってこういう方々は、やっぱりそれなりの意味合いでというか、それなりの理由があって住まわれているわけですので、ぜひね、なんていうか、何年そこに住まわれておったかというそういう把握というか、それだけのやっぱり行政として太宰府の市民と認めることになるのかどうか、その辺のところは難しいところですけど、太宰府の敷地というか地域に住んである以上は、行政として把握しておくべきじゃないかなと思うんですけど、その辺の認識というか、太宰府に住まわれている人と思われているんですか、その辺どうですか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ホームレスの方々につきましては、先ほど総務部長の方から世帯数とかですね、そういうものの報告があったんですが、実際住まわれているという把握につきましては、健康福祉の方ですね、定期的な把握と、それから実際生活されておられる方についてはいろいろ事情があって住まわれてありましようから、最終的に生活に困ったとかですね、そういういろんな相談があった場合の対応については、当然福祉関係の方で対応していかなければならないというふうに思っておりますので、全く把握していないということではないですので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） それなりに把握されているということですが、非常にこの問題は難しいと思うんですよね。ある中央の方の市では、長期化してそこに住んでいるということで、住所まで認めた市がありますので、それで闘争というか裁判が起こされまして、そして住所が認められるという、そういうことまで起きますので、こういう方々ははっきりと言って何かな、緩めれば緩めるだけだんだん増えると思うんですよね。それなりの行政の執行のやり方、方法、それなりに何か、どうですか、立て看板を立てるみたいなことはできないんですかね。まあ参考までにですが。

副議長（大田勝義議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これは不法占拠者としての対応という形になります。そういうことからいきますと、その土地の所有者、管理者がのきなさいという権限を持っているわけですので、どちらかといいますと、太宰府市でいいますと、先ほど健康福祉部長が言いましたように生活相談に乗って、いろんな対策でそこに住まわなくてもいいような形にするというのが市の役目だろうと思っています。大きな市ではですね、居住用の建物を建てたりということもあると思いますけども、太宰府市はそこはまだいっておりませんので、建設部長が言いましたように管理をしているところ、あるいは所有者に対してのいてもらうようにこちらからお願いをします。そして、その所有者がのかせると。大体、私どものこの中で、太宰府市の土地の中

に居住してある方は積極的に働きかけて、例えばいないときに荷物を持って預かったりとかということで、ほとんど不法占拠をさせないような行動をとっていますので、太宰府市の市有地には一人もございませんで、主に県有地と私有地、私の私有地ですね、が1件ということでございますので、県の方にちょっと重い腰を上げていただいて対応していただくと、そういう形になろうかと思えます。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員。

14番（佐伯 修議員） ぜひこれは、はっきりと言って、太宰府のまちにはこういう方は住めないですよということで大いに力入れて、このことについて取り組んでいただきたいと思えます。

私はこれで質問を終わります。

副議長（大田勝義議員） 14番佐伯修議員の一般質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） ただいま副議長より一般質問の許可をいただきましたので、1点目に学校耐震と施設整備について伺います。

学校は子どもたちが日常生活の大半を過ごす場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としても大きな役割を果たさなければならない重要な施設です。未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災以降、既存の建物の耐震性の強化が大きな課題となっていますが、公共施設の中でも最重要視されなければならない学校施設の耐震化は、全国的に見ても進んでいないのが現状です。これまで、幸いにして地震発生時間に子どもたちが学校にいない時間帯であったことから、子どもの生命を脅かすような大きな被害は免れてきました。しかし、そんな偶然に望みをかけるわけにはいきません。耐震診断も耐震化もされていない学校で、地震によって大きな人的被害が発生したら、行政側の責任も当然追及されるでしょう。学校施設の耐震性の確保は急務の課題です。

以下2点について答弁を求めます。

阪神・淡路大震災後、被災状況を調査研究した報告書によりますと、新耐震基準以降建築された校舎等には大きな被害はなく、昭和56年以前、特に旧基準の昭和46年以前に建築された校舎等に大きな被害が発生しているとあります。本市で昭和46年度以前に建築された学校施設で、まだ耐震診断、耐震化していない建物があればご報告ください。

文部科学省も学校施設耐震化の遅れが財政面にあることを受け、平成18年度安全・安心な学校づくり交付金を創設しました。それに先立ち、具体的な数値目標を定めた施設整備計画を策定するよう各市町村に求めています。対象とする学校名や校舎数、平成18年度から3年をめぐとした耐震化の達成目標、耐震化だけでなく、建てかえなどの事業内容と実施時期などを盛り込んだこの計画書を文科省が審査し、交付金を配分するということなのですが、交付金の見通しについて、施設整備計画の策定は行われているのかもあわせてお答えください。

次、2点目に、障害者自立支援法についてお尋ねいたします。

3月議会でも一般質問で取り上げましたが、制度の実施によって準備不足、応益負担導入による負担増、報酬切り下げによる事業所の経営難など、当事者、事業者、行政、それぞれに大変な混乱が生じています。制度改正の一番の問題点は、障害を持つ方々が普通に生活をするために必要なサービスにさえ金銭的な負担を負わせる応益負担が導入をされたことです。そのために、これまで利用していた福祉施設への通所をやめたり、在宅支援の利用を制限するなどの事態が生まれており、サービスを低下させないとの政府答弁に反して、低下どころかサービスを受けられなくなっている実態が浮き彫りになっています。そして、障害が重い人ほど負担が重くなるというこの制度は、障害が重い人ほど働きたくても働けず、収入が得られないという現実の中で、非常に過酷なものとなっています。様々な矛盾を国は放置したまま新制度を強行しました。厚生労働省の対応も遅れ遅れで、現場が今大変ご苦労されているのはよくわかりますが、今後施策の提供主体が市になるということもありますので、現時点で十分に当事者や関係者の声を聞いていただき、必要な措置を講じていただくことをお願いいたします。

まず、自治体に一番求められていることの一つに、独自の軽減策を設けることが挙げられますが、民間団体の調査では、都道府県、政令市、市、区の849自治体の中で、制度開始時点、利用料や医療費に独自の軽減策を設けたところがあるところが128自治体、15%で減免等が実施されたとの調査結果が出ています。例えば、横浜市の利用料負担減免は3年間と期限があるものの、非課税世帯は負担をなくしていますし、また京都府下の自治体と京都市では福祉サービス、自立支援医療、補装具などについてそれぞれ負担上限額を国の半分に引き下げ、自己負担の合計額について独自に上限を設定しています。自治体によって減免の方法は様々ですが、これだけの自治体が独自の軽減措置を実施しているということは、国の軽減策では不十分であるということ、新制度は低所得者にとって生きる尊厳すら保障されていないということのあらわれだと思います。介護保険制度が発足したときもそうでしたが、せめて国の軽減措置に当てはまらない所得の少ない非課税世帯に対しては、何らかの軽減策を設ける必要があると考えますが、3月議会での質問以降ご検討をいただけたのかどうかお答えをいただきたいと思います。

以上、再質問につきましては自席よりさせていただきます。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 本市の学校施設の耐震化の状況につきまして回答させていただきます。

初めに、災害発生時など地域住民の緊急避難場所となります体育館の状況ですが、平成17年度までにすべての学校で耐震診断を終え、その結果補強工事が必要と診断された体育館につきましては、本年度の夏季休業中に補強工事を実施することで現在業務を進めております。

次に、校舎等の状況についてお答えいたします。

お尋ねの昭和46年以前に建築されました学校施設、校舎等で、平成13年度に耐震診断を終え、耐震補強工事できていない学校は、小学校では太宰府小学校と水城小学校の2校です。また、中学校につきましては、学業院中学校が耐震診断、補強工事できておりません。その

ほか昭和46年以降に建築された校舎等で耐震診断を終えていない学校は、太宰府南小学校、水城西小学校、太宰府西小学校及び学業院中学校の4校となっております。

教育委員会としましては、児童・生徒の生命にかかわります内容でもございますので、学校施設の耐震化は最重要課題と受けとめております。また、今回文部科学省と国土交通省が学校施設の耐震化や建てかえなどを財政面で支援するための交付金制度を創設しましたので、具体的な文書等の通知はまだあっておりませんが、教育委員会としましても今後施設整備計画を立て、経営会議に諮り進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 昭和46年以降に建築をされた施設で、耐震診断を終えていない学校が4校ということで、体育館は本年度実施ということでしたが、今現在ですね、優先順位や何年までにその耐震診断、耐震補強工事を終わらせるのかといったような、その耐震化推進のための年次計画というものは作成をされておりますでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） いつまでにという計画は立てておりませんが、早急にしなければならないという認識をいたしております。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 文部科学省の方ではですね、これまでに平成15年度にも学校施設耐震化推進指針というものをを出しております、その中でその新耐震基準、昭和56年以前に建築をされた学校施設については、耐震化優先度調査、耐震診断、改築、耐震補強、その他の耐震化にかかわる施策を順次推進していく必要があると。そして、そのためには耐震化に関する個別事業の緊急度や年次計画等を内容とした耐震化推進計画というのを早急に策定するなど、計画的に学校施設の耐震化を推進していくことが重要であると、このような指針を出しているんですね。その平成15年のころに、こういう通達があつてははずなんです、そのときもつくられてないですよ、今ないということですから。現時点でその計画が何もないというのは、ちょっと問題があるんじゃないかなというふうに思います。というのは、昨年3月、4月に福岡県でも地震が起きまして、太宰府の市内でも学校施設が被害を受けております。ですから、普通なら早急にですね、年次計画を立てて、進めていかなければならないと、担当部局としてはそう考えるのが普通じゃないかと思うんですけれども。答弁では最重要課題というふうに言われましたけども、第四次総合計画の実施計画の中でですね、平成15年から耐震診断を含めたところの大規模改造計画、大規模改造事業、これ4校上がっておりますけれども、太宰府南小と水城西小、太宰府西小と学業院中、これ先ほど言われた4校なんですけども、これは平成17年度にその耐震診断を実施する予定だったのが実行されておられませんよね。お金がないからしない、できないで先送りできる事業じゃないと思うんですよ。やっぱり子どもたちの命がかかっているし、避難所ということで市民の命もかかっているわけで、本当に一番最重要課題だ

というふうに思いますけれども、そういう点ではその計画ができていないということについては、認識がやっぱり甘いように思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 福岡県の西方沖地震が発生をいたしまして、これまでこの地域には地震がないというような神話とありますが、それが崩れたということでございます。耐震診断をしますと、耐震診断にも相当の費用がかかるわけですが、じゃあ耐震診断した結果補強工事が必要であるとなった場合ですね、これまた多額の費用が発生をしていくということでございます。じゃあいつまでほったらかすかということになります、教育委員会としては先送りになっておりますそういった先ほど申された学校等についてですね、経営会議等に順次できるところからできるような計画で協議をしていきたいというふうで考えております。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 計画どおり実施されていないのが財政難というのが理由だと言われましてけれども、学校の施設整備についてはですね、財源の見通しがないと計画が立てられないという考え方そのものが、やっぱり本末転倒じゃないかというふうに思うんですね。厳しくてもやっていかなければならない事業なんですよ、これは。教育とね、福祉と、そして防災に関しては、やはり優先的にその予算をつける、それがやっぱり自治体本来の姿勢であるべきじゃないかというふうに思います。

耐震化もさることながら、現在校舎の雨漏りや外壁の落下、こういった状況がありまして、応急処置的な修繕で何とか押さえているということなんですけれども、そういう校舎についてはやっぱり当然老朽化も早まってきますから、遅らせれば遅らせるほどその改造費用もかかってくると思えます。その雨漏りや外壁がはがれ落ちている学校というのはですね、もちろんその修繕はされているんでしょうけども、どこの学校があるのか報告をいただけますでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 雨漏りが少ししております。太宰府小学校と太宰府西小学校、太宰府中学校で発生をしております。太宰府小学校は応急処置が終わりました。太宰府中学校はこれからです。それから、一部壁の崩落でございますが、水城小学校、太宰府西小学校で、崩落というよりも一部はげ落ちておるといった状況を確認しております。

昨年、平成17年度の予算編成前に助役を筆頭に総務部長、私で状況を確認いたしてございまして、その分については早急にしなきゃならんということで、水城小学校については平成17年度予算をいただき、改修が終わったところでございます。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今小学校では3校ですかね、雨漏り、それから外壁落下ということが実際、何とか応急処置的な修繕で済まされている状況ですけれども、市長はこういう状況があるということをご存じでしたでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 学校の校舎等の耐震化、これに対する対応でございますが、西方沖地震以来各学校等についても被害状況と同時に耐震構造等について、教育委員会の方で十分調査検討しておるところでございます。それをどの程度耐震構造の改修の必要があるのか等々につきましては、それぞれ学校ごとの教育事務もありましょうが、教育委員会の、あるいは財政当局含めまして十分検討し、直ちになすべきこと、安全のために必要なことは措置してまいりたいと思っております。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 耐震化、それから耐震補強については多額な費用がかかるということですね、それはもう年次計画を立てて順次やっていく以外にないと思うんですけども、その雨漏りとかですね、外壁の落下については、やはり早急に対応する必要があると思うんですね。そういうことは、学校の方からも要望が上がってきているはずなんですよ。それで、やっぱり必要とあらばね、補正を組んで、前向きに検討をしていただきたいんですけども、もうその財源についてはですね、これは私の意見としてお聞きいただきたいんですが、今看護専門学校跡地の建物の改修について、事務的な協議が進められていると思いますけども、その改修については3,000万円というような報告が3月議会であっておりました。ですから、私はですね、この看護専門学校跡地の整備、これを遅らせてでもですね、やっぱり学校の方に予算をつけていただきたい。

それで、そのついでに言わせていただきますとですね、防災倉庫、その防災倉庫についてもですね、各学校に設置をすることも検討してみる必要があるのではないかと、その価値があるのではないかというふうに思います。というのがですね、公立学校の施設整備助成制度で防災機能の充実、強化の例として備蓄倉庫というのも補助事業の対象として挙がっているようですので、その防災倉庫の件は一つの意見として聞いていただくとしてですね、その早急に改善が必要な学校について、今年度中に何とか補正をつけてやっていただけませんか。市長にお答えいただきたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 必要なものは早急に措置するというのは、これは努めなくちゃならないと思っております。緊急の順位等々ございますが、今ご指摘のような早急に進めるもの、これは学校の教育委員会の方で十分調査の上、その緊急必要性について財政当局とも十分協議してもらい、やるべきことにつきましては措置していきたいと思っております。

それから、今ご指摘でございますが、防災の備蓄倉庫でございますが、これはご指摘のように各小学校単位内に備蓄倉庫等々あるにこしたことはないと思っております。そういう意味でも、学校施設内の利用可能なものがあれば、おいおいそういうことにつきましても備蓄をしていくということは必要じゃないかと考えております。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ぜひよろしくお願いをいたします。

それで、先日ですね、新聞を見ておりますと、福岡市の耐震計画のことが載っております。福岡市の方では、市の公共施設の耐震対策計画というのをつくっており、2007年度までに全施設の耐震診断を実施し、1981年の建築基準法改正で規定された新耐震基準に満たない場合は、2012年までに改修をするという目標を掲げたと。学校関連施設については、体育館は向こう5年、校舎は10年をめどに改修作業を完了させることにしている。こういう内容が載っていましたが、やはり学校施設に限らずですね、公共施設の耐震計画、これを立てる必要がやっぱりあるんじゃないかなというふうに思いますし、特に避難所として指定をしているところは、優先して耐震化を進めていくべきだと思います。

学校についてはですね、施設整備計画をこれからつくるということでしたけれども、その経過などにつきましては、先ほど言いました学校施設耐震化推進指針にこのように書いてあるんですね。「学校施設の耐震化を計画的に推進していくためには、その重要性及び緊急性について教育委員会をはじめとして財政部局、建設部局、防災部局等の行政関係者、それから教職員、保護者、地域住民等の関係者間で理解を促進していくことが重要である。このためには地方公共団体等の設置者は、所管する学校施設の耐震化優先度調査や耐震診断の結果並びに耐震化推進計画を策定した場合は、その内容及び検討経緯等について学校関係者に対し公表をした上で、耐震化事業の緊急度等について幅広い合意を形成していくことが重要である」とこのように指針の中では書かれてあります。ですから、やはり幅広くですね、公表していくことについても、ご検討をいただきたいと思います。

それで、この耐震化の予算についてはですね、部長が言われたように多額な費用がかかるということから、どこも進んでいないんですよ。それはやっぱり地方自治体が今どこでも財政的に大変だという状況があるんですが、それにもかかわらずですね、文科省はですね、進める進めるとは言うんですけど、それに見合う予算がついていないんですよ。1980年代には5,713億円、これだけの予算がついていたのが、今年度には1,319億円、ピーク時の5分の1しか国は予算をつけていないんです。ですから、やっぱり地方の方からですね、学校の耐震化を進めるにはもっと予算をつけてほしいと、そういうことを市長会の方で要望として上げていただきたいんですけども、その点について市長いかがでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまご承知のように建物の耐震化構造、その改装のための費用等々について、いろいろ民間施設も含めまして今非常に議論を呼んでおるところでございますが、ご指摘の学校施設につきましても、これを抜本的な耐震構造の建物に変えていくということは、本当に多額の費用が要るわけでございますので、最小限の耐震構造、また子どもたちの安全、安心のためにも必要の経費につきましては、学校建設につきましても国の補助制度等で現在の校舎が建っているわけでございますので、その間国の助成制度等につきましても機会があれば市長会等につきましても、そういう点についての要望はいたしてまいりたいと考えております。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） よろしくお願いたします。

以上で耐震化の質問については終わります。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 障害者の制度につきましてご質問でございますが、まず私の方からご回答申し上げます。

今回の障害者自立支援法の制定でございますが、措置制度や支援費制度のように低所得者に対します応能負担という考えを改めまして、契約に基づきだれもが利用できるユニバーサルな制度にふさわしい利用者負担という原則的な考え方に立って、低所得者に対します各種配慮を行うということが障害者自立支援法の考えだと思っております。したがって、障害者自立支援法における国の利用者負担の考え方でございますが、これはしばしば誤解があるようでございますが、財源不足を利用者負担増によって解消するというような安易な発想ではないと思っております。むしろ、障害のある人々も利用者負担をすることで、制度を支える一員になっていただくためのものだと考えております。ただ、非常にいろいろ複雑な支援法の内容でございますので、法の制度につきまして、その内容につきましてはまだ十分な説明をいたしていきたいと思っておりますし、また十分な説明と同時に、現状把握につきましても今後努力していきたいと思っております。

なお、障害者自立支援制度でございますが、国の基準に沿って行っているところでございます。ご質問のように地方公共団体での軽減措置でございますが、本市におきましては近隣市町の現況等を見ながら今後検討してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 国の基準どおりということで、要するに障害者も普通の人たちと同等の負担をすることが必要だと、当然だというふうなお答えだったんでしょかね、今のは。私は、障害者がやっぱり人として生きるためには、最小限必要なサービスを受けることを応益とすることが根本的に間違っていると思います。

昨日の質問の中では4月から始まって、今のところスムーズに進んでいるとの答弁がございましたけれども、今はまだみなしの期間ですから、実際に声が上がってくるのはこれからだろうと思っておりますけれども、なかなか今実態を市に聞いてもですね、わからないという状況の中で、私ども共産党の国会議員団が5月、6月にかけて障害者施設の調査というのをやっていきます。全国の障害者の施設から無作為で抽出した230施設のうち、40都道府県212施設と事業所から回答が寄せられたわけですが、その内容を見ますとですね、やはり利用者負担の影響というのが本当に深刻だということがよくわかります。少し紹介をさせていただきますけれども、一つに応益負担が導入された施設では、いずれも大幅な利用者負担増になっている。とりわけ、身体、知的通所施設では、これまで無料だった人が1万円から3万円の負担を強いられて厳しい状況にある。2つ目に、国の減免制度があっても、所得制限などで減免の対象となら

ない利用者が多く存在する。3点目に、4月からの負担増を理由に施設利用を断念した、あるいは施設利用をやめることを考えているといった障害者が多いと、そういう状況ですね。何度も言うようにやっぱり国の軽減措置、これはあるんですけども、実際それでは不十分なんですよね。自立支援法が施行されるに当たって、精神障害や視覚障害、それから身体障害、その各団体の方々が市に対して要望書等を出されておりますけれども、その際にですね、やっぱり障害者はその家族の収入実態を含めてどれだけ負担が大変なのか、そういうことをですね、先ほど渡邊議員も言われていましたけれども、市長が直接お聞きになったことがありますか。何団体か申し入れに来てますよね、先ほどその内容は聞いていたと言われましたけど、実際に直接ご本人の方々から聞かれたのかどうか、ちょっとお尋ねします。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 各障害者の団体の皆様方、要望等につきましては、直接代表の方でございますが、お会いして事情等聞いております。また、個々の人の全体に意見を聞いたということはございませんが、個人的に個々にご紹介、あるいは直接私を尋ねてこられる方につきましては、事情をお聞きいたしております。それからなお、障害者団体の皆さんの総会とか協議会等につきましては、ご出席申し上げまして、そこらの皆さん方の意見は拝聴しておるところでございます。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） そしたら、ある程度ですね、この自立支援法の制度の中身がですね、どれだけ障害者の方々に負担をかけているかというのは、おわかりいただいていると思うんですけど、それでもやっぱり健常者と同じように負担するのが当たり前というふうにお考えなんでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいまご指摘の障害者自立支援法の内容でございますが、今は具体的な計画は10月実施に向けて個々の計画等々、また実情把握等やっておるわけございまして、これは現況よりマイナスになるような制度改正ではございません。むしろ国、県、市町村のいわゆる補助金、財政負担をきちっと決めて、その上でさらに個々の皆さんの選択による契約制度というもの、応益と申されておりますが、それぞれの実情に合った制度選択ができるというようなことで、我々といたしましても事務的によく現状把握なり、そしてそれに対する障害者の実態につきまして、また内容等につきましてお聞きしながら説明をやっていく必要があると、そのように考えております。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今後ですね、やっぱり実態が明らかになっていくにつれてですね、その必要性というのは認識できると思いますし、それぞれの団体の方々も太宰府市に限らず近隣の市や町についても要望をしていかれると思いますので、それは今後の実態を見ながらやっぱり考えていただきたい。先ほどご答弁の中では、検討をしていきたいと言われましたんですか

ね、そういうふう聞こえましたけども。検討していただけるだけでも、それはもちろんありがたいことですが、障害を持って生活することの苦労とか大変さというのは、やっぱり身を持って体験しないとですね、なかなか正直ですね、その大変さというのは実感がかめない。それが本当にお話を聞く中でですね、私もなかなかその実感が持てない中でですね、こうして訴えていくのは難しさがあるのも感じているんですけども。ただ、収入がない中で医療費をどうするのか、生活をどうするのか、その負担料をどうするのかというようなですね、お金のない生活がどれだけ不安で精神的なダメージを受けるかということについては、私なりに理解をしているつもりです。ですから、やっぱり低所得者の方につきましては、生きる希望が持てるような支援を行政としてお考えいただきたいと思うんですね。

3月にも私この質問をいたしましたけれども、それ以降はどのような内容でほかの自治体が助成や補助を行っているのか、自立支援医療の方も含めまして、その軽減措置の調査というのはしていただいたのかどうか、またその傾向としてはどのような支援が一番多いのか、それについてちょっと調査をされていたらお答えいただきたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 軽減等の調査でございますが、調査自体は特にいたしておりませんが、法で定められた一つの減免基準がございますので、いずれ検討する必要がある場合につきましては、当然他市の状況は調査しなければならないというふうに思っておりますが、新聞、それからいろんな情報としてつかんでおるものはございます。それで、その内容につきましては、国が減免基準を決めております限度額がありますから、その中での5割を自治体が負担をするとかですね、パーセントによって減免額を増やしていくとかですね、そういうふうなことでの取り組みは幾つかの県、自治体でも検討がされておるようでございますので、そういうものは一つの情報としてはつかんでおるところでございます。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 近隣市の状況を見ながらということですから、認定審査会も4市1町でする方向性になりますし、こういった減免の検討につきましても、やはり4市1町の中でされていかれるんだろうというふうに思っておりますけれども、その4市1町でするんですね、事務的な協議をする場というのは月に何回ぐらい設けられるんでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今認定審査会というのを4市1町で合同でやろうということで、事務局は筑紫野市で持っていていただいております。それで、まず事務的なことになりますので、係長の段階で月に何度かですね、寄って、いろんな諸問題とか、それから認定審査会をやっている中でいろんな団体の方々に協力をお願いしなければならないということもございますので、かなりの頻度で会合をやっております。それで、今のところ、まず10月1日に向けての今受けである制度から認定審査会に諮るための準備というのが当然要りますので、その辺の準備で寄って話を、協議をする回数が多いかと思いますが、それに今追われているという状況がござい

ます。それで、制度が実際始まってみなければわからない点も当然出てくるかと思しますので、そういう会合につきましては、できるだけですね、4市1町いろんな制度の考え方もありましようから、そういうものについては足並みをそろえるためにはですね、多くの会合を持ちたいというふうには思っております。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 1点ですね、補装具の補助といいますか、補装具についてですね、お尋ねしたいんですけど。

これはこれまでの回答の中でやはり1割負担というふうにお答えになられていますが、その補装具というのはやっぱり毎日利用するものもありますし、例えばそのものによっては所得制限を設けるとか、よく利用するものについては無料にするとか、そういう内容について、その細かい負担割合とかについては考慮をしていただきたいんですけども、その点について今どのようなお考えがありますでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 福祉課長。

福祉課長（新納照文） 補装具につきましては、先ほどからご回答申し上げますけども、特に品目によってですね、それぞれの制限を設けておるわけではございません。それぞれが原則1割負担というところで法の方でも定めておりますし、また現在私どももそのつもりで行っております。ただし、もうご承知のとおりいろんな減免関係が出ておりますけども、これにつきましても軽減できる策はございます。これも一定の所得制限とかございますけども、全く同じような形ですね、この補装具につきましても軽減措置があるというところでございます。以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） もうその補装具についても様々なですね、減免、助成のやり方についてもやっぱり一度、今後ですね、ある程度実態が把握できてきたところに、その筑紫地区の中の会議でもですね、テーブルの上に乗せていただきたいなと思うんですけども。やっぱり市独自の助成についてやるかどうかというのは、市長の政治姿勢の問題だと思います。10月から本格的に実施をしますんで、もうちょっとして実態が具体的に見えてきたら、やっぱりその筑紫地区の中で協議していただきたいんですけども、先ほどもご検討いただけるようなお答えでしたので、その点についてもう一度市長からご回答いただきたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 今回の障害者自立支援法でございますが、もうその目的にも書いてございますように、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現、地域で安心して暮らせる諸制度の改正でございますと同時に、今までの3種類の障害者の縦割りを一元化すると、それと同時に地方自治体における直接支援事業と申しますか、そういうものを含めた今回の改正でございます。10月1日に向けまして、いろいろ事務的な今検討中でございますし、障害者の現況がマイナスにならないような、そういう十分な配慮と同時に、先ほどからもう何回も申し上げます

ように、非常に複雑な制度でございますので、制度の説明を十分聞きながら、障害者の現況を把握しながら対策を考えるということでございます。また、新しい支援事業につきましても、4市1町で認定審査会なり支援センター等の設置の問題等も今検討いたしておりますので、いわゆる地方自治体の支援事業につきましては、ただいま申しましたように4市1町と申しますか、近隣市町の実態等を見ながら検討してまいりたいと、かように考えております。

(11番山路一恵議員「以上で質問を終わります」と呼ぶ)

副議長(大田勝義議員) 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

ここで14時25分まで休憩いたします。

休憩 午後2時09分

~~~~~

再開 午後2時25分

副議長(大田勝義議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

(1番 片井智鶴枝議員 登壇)

1番(片井智鶴枝議員) 副議長の許可をいただきましたので、通告した2点につき質問いたします。

まず1点目は、建築をめぐる紛争とまちづくりに対する市の考え方についてお尋ねいたします。

建築物を建てるときには、建築基準法や都市計画法の基準などの関係法令などを遵守しなければなりません。これらの法規制を守っていても、土地を有効活用し、高度利用したい建築主と近隣関係住民との日照権、プライバシー侵害、テレビ電波受信障害、工事騒音、振動、工事車両による交通障害、完成後の駐車問題、管理、ごみ問題などをめぐり、両者間の紛争が最近増加の傾向にあります。

さらに、近年では眺望など景観に関する住民の意識が大きく変わり、地域性に似つかわしくない、周りの環境にそぐわないなど、訴訟にまで発展する例も出てきています。その例として、最近では東京千鳥が淵近くのイタリア文化会館の赤い壁をめぐり、周辺住民が反発し、それを受けた都知事は千鳥が淵の景観にミスマッチ、住民が不信感を持つのだったら塗りかえたらいいと述べ、塗りかえを検討するように大使館に要望いたしました。さらに今後、強く要請する考えも示し、マスコミでも取り上げられ、議論を呼びました。

この例を見ればおわかりのように、これまで合法的な建設であれば後は民事上の問題であり、当事者同士の話し合いだとして、関与しなかった行政が建築物の高さや色彩、外観など景観上の観点から異論を唱える地域の住民を後押しするような流れが出てきております。その背景には、景観を正面からとらえた基本的な法である平成15年の美しい国づくり政策大綱、観光立国行動計画、そして翌平成16年の景観法が公布されたことも大きく影響していると考えます。

これまでの都市計画法は一定の秩序を与えたが、都市を総合的には把握できる自治体や市民を無視し、中央集権的なハード優先であったことが大きな欠陥だったと指摘する専門家もいます。さらに、都市全体としてのビジョンや理念もなく、縦割りの組織ごとに行われた結果、統一性のない町並み、電柱、電線が走り、乱雑な広告、看板が目につくまちを生み出しました。周囲に関係なく自己の土地の有効活用のみを走った民間企業は、可能な限り空間を独占し、さらに目立つことばかりを目的にした結果、地域性などを無視した商業ビルのけばけばしい色彩と照明は、まちの景観を壊してきました。また、住民も周辺や近隣に関心をなくし、自分だけがよければいいという自己中心的な行動をとり、まちへの愛着や関心をなくし、日本じゅうに地域性のない無味乾燥な個性のない都市が生まれ、ばらばらで一体感のないまちができ上がってきました。

このような状況を危機としてとらえ、まちづくりを景観というだれにでもわかりやすいことから取り組み、自主的な条例を策定し、住民とともに町並みを整備、保存し、美しい景観をつくっていかこうとする動きが既に各地で行われています。その例として、伊勢市、彦根市、長野県小布施町、神奈川県真鶴町などがあり、こうしたところでは観光客の数も確実に増えてきています。良好な景観は、生活者である住民にとって地域に愛着と誇りをもたらし、また観光や地域間の交流に大きな役割を担い、地域の活性化にも大きな役割を果たす、そのことを実証したとも言えます。

さて、これから太宰府市が取り組むべきまちづくりの中核をなすものは、市民意識調査からも明らかなように、自然や歴史的景観や町並みを守り、太宰府らしい景観づくりを進めていくことにあると考えます。一度壊れたまちの風景を取り戻すことは困難な作業です。このことを市民はもとより、太宰府市にかかわる者すべての人々が認識し、太宰府の景観を守り、整備し、次の世代へと引き継いでいく、このことが果たすべき役割であり、市はそのグランドデザインを描かなければならないと考えます。

さて、今回議会に提出されました建築に伴う市民の声を民事上の問題であり、当事者間で解決すべきとしてだけとらえるのではなく、そこにある本質的な問題をしっかりとらえ、市は住民の声に耳を傾けなければならないと考えています。建築紛争を民事上の観点からと今後のまちづくりのあり方の観点から、市はこのような紛争にこれまでどのように対処し、今後どう対応していかこうとするのか、そのお考えをお聞かせください。

次、2点目は、太宰府市に暮らす障害者の現状と市の施策についてお尋ねいたします。

4月から導入された障害者自立支援法の施行により、障害者福祉が大きな転換を迎えます。福祉とは、社会の構成員に等しくもたらされるべき幸福と辞書には載っていますが、障害者に限らず、福祉をどう理解し行動していくか、それはすべての公務員に課せられた大きな課題であると考えます。ある社会において、障害を抱えた人々がどのような生活を送っているのかは、その社会の政治、経済、文化の総合的な発展レベルを端的に示すものであり、その社会が公正で豊かなものか、その成熟度が一目で判断できる尺度であると言われてしています。

障害を抱えていても安心して普通に暮らせる社会、またその持つ能力を発揮し、自立した一人の人間として暮らしていける社会の実現には、障害がある人をどう見るか、人々の障害者感が出発点となります。障害者を能力のない人、責任を果たせない人と見ると、保護や治療訓練中心となり、援助を必要とする普通の市民としてとらえることができれば、障害者の自立と社会参加への支援が進むようになります。今回施行された自立支援法は、障害のある人のニーズや適性に応じた自立支援、市町村を中心とするサービス体制の確立が求められ、市町村の役割が大きく問われることとなります。このような中で、市においても10月の生活支援事業開始に向け、その対応に追われている状況だと思えます。

では、お尋ねをいたします。

今回自立支援法の施行に当たり、だれを対象に、どのような方法で案内し、説明会などどのように行われたのか、その概要について、また現在市が持っている障害者のデータの概要、さらに実情について把握するため実態調査などを行ったことがあるのかどうかお尋ねいたします。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） まず、建築をめぐる紛争についてのお尋ねでございますが、秩序ある市街化を図るためには、都市計画法により用途地域を指定し、あるいは建築基準法で用途地域にできる建築物の規定がされておるのはご承知のとおりでございます。

まず、まちづくりの観点から第1種住居地域等の住居系用途地域につきましては、20mの絶対高度制限地区、また参道周辺は15mの絶対高度制限地区を設定するなどして、規制強化を図っておるところでございます。近年特に、第1種低層住居専用地域でワンルーム形式の共同住宅、あるいは第1種住居地域での中高層の建築物の建設におきましては、近隣住民等とのトラブルが発生しておるようでございます。

対策でございますけれども、本市におきましては太宰府市開発行為等整備要綱で、事業者には建築計画を近隣住民への事前説明を指導しております。また、周辺住民への周知をさらに図るために、標識の設置を平成17年4月から義務づけをするよう改正したところでございます。今後も事業者に対しまして、建築計画等の近隣住民への説明を十分するように指導してまいりたいと考えております。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今市長にお答えいただきました。ありがとうございました。

開発行為等整備要綱の中に住民への説明会というのが明記されておりますけれども、現実にはですね、この住民説明会に対するですね、事業者の不誠実さが問われております。これまで私も3年間で、実際住民から声を聞いたのは3件あります。この建築紛争とまちづくりというのは、切っても切れない関連性がありまして、一つ建物が建つことによりまず景観が変わります。それと、建物の形態や運営内容によっては、日常の生活環境は大きく変わりますし、時に

より長い間培われたコミュニティにも大きな影響をもたらします。

ただ、事業者側にすればですね、開発行為等整備要綱の中で説明会をやるようになっておりましても、一刻も早く完成させて収益を得たいという気持ちがありますし、時間をかけて住民を納得まではいかないまでも、妥協点を見つけていくためにはですね、時間、経済的なロスが大きくて、確認申請がおりれば半ば地域住民を無視した形で建設着工という現状があります。結果的には、住民側には大きな徒労感だけが残されたという形で終わっています。どうしてこのようなことになるのかというその理由としては、これは太宰府に限らずですね、現在の都市計画法や建築基準法が建物、いわゆるハード中心の審査でありますので、住民の声を配慮していくというそういう視点が全くないのが、これは現状ではないかと思えます。

今回議会に寄せられました請願と陳情というのが2件あるんですけども、その中にはやはり説明会に関する要望と今度新しく出た要望としては、子どもの通学上の安全性、それと自然豊かな快適な住環境、それとかコミュニケーションのとれるとか、そういったことが書かれているんですけども、このようなですね、住民の要望に対して、まず市はその解消策として説明会とかそういったことを業者の方に要請していると思うんですけども、このですね、紛争等予防、解決するのを目指すとした条例を最近制定する自治体が増えておりまして、福岡市、あと久留米市がこの条例を制定しております。ここにありますがですね、これは札幌市の条例なんですけども、その条例の内容は中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例というふうになっておりまして、すごく具体的にですね、書いておりまして、もともと民事上のトラブルは当事者間で紛争を解決するのが原則でありますけども、なかなか同じテーブルに着こうとしない、その事業者に対して市が仲介してですね、調停委員会を設けたり、あっせんをしたりするということまでも明記されているんですよ。こういった条例の研究、検討をなされているのか。

それと、少し戻りますけども、開発行為等整備要綱、この要綱というのがですね、これは条例とか規則と違って、正規の法規ではありませんので、法律上の強制力に基づいて制定されていないので、かなり法的な根拠というのが弱いんですよ。ですから、この整備要綱の中で住民説明会のみを例えば条例化するとか、そういった考えというのは今の担当としてはどんなふうになっているのでしょうか、ご回答ください。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 近年いろいろそういう中高層、そういうことでトラブルがあって、請願、陳情等あっておりますが、毎年数十件やっぱりそういう建物がございまして、その中の一、二件がそういう形で上がってきて、これも全部あっているかというところではございません。大方はそういう整備要綱、都市計画法、建築基準法等で、ちょっとした意見の住民とのあはあっておりますけども、そういう中で出てきているということをもっと申し上げておきたいというふうに思います。

それで、昨年でしたでしょうか、マンションのことでやっぱり反対がありまして、区長印と

というのが前の要綱では必要でございましたので、区長さんが説明会をただで判を押すと、反対にもかかわらず判を押すというようなことで、区長さんに非常にご苦勞をかけたということで、見直したということをご承知と申しますけども、そのときに市の方も何かいい方法はないかということで、先進地ということではいろんなところを調査させていただきました。近隣で福岡市がやっぱり今ご紹介いただいたような第三者機関と申しますか、を設けて調停をされているということも聞きまして、そういうところを具体的に学びに行った経過がございますが、それで、一定解決がつくこともありますし、やっぱりどうしても調停でございますので、それでも解決がつかないということで、そのままの状態であるということもお聞きいたしております。

そういう経過も踏まえまして、市の方では大野城市、春日市等のことも研究しましてですね、とにかく市民の方に先にお知らせするという、そういう明認方法をとって、もう建ってしまった後に気づいたんじゃ間に合わないということで、まず第一段階としてそういう方法、看板をとって、業者の方もそれを守っていただいて、積極的に近隣の住民の方のところにご相談をされて、それがやっぱりその地域に合わないとか合うとかということで、そういうことになってきていると思っております。

その条例を制定することがあるかということにつきましてはですね、今のところそこまでは考えておりませんで、今の要綱等を基本としながら、今の状態で進めていきたいということ、また新しい対策なりいいところがあればですね、そういうところも要綱の中に織り込んでいければなど、そういうふうには思っているところでございます。

副議長（大田勝義議員） 1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） はい、ありがとうございました。

業者の方はできるだけわからないようにということで進めていって、皆さんが知ったのは既にもう建築が始まったときというのは、これは実際あると思います。やはり、この紛争に対してはですね、市の職員も恐らくかなりの労力を使わなくてはいけないと思うんですよね。ですから、その紛争を未然に防止というか、これで話し合いで解決がつくのかどうかといったら疑問はありますけども、やはりその中で住民も妥協点を見出したりしていくことがありますので、ぜひ検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、そういう法的なことではなくてですね、これも福岡市なんですけども、建築協定というのを所有権者が自分たちで合意的に協定を行いながら、こういう建物を建ててはいけないとか、そういったルールを決めるんですけども、太宰府市の場合には既存の市街地というのはなかなか難しいと思うんですけども、宅地として整備されているところは、この建築協定の話などをですね、市の方からやっぱり紹介していくということは、大変大切じゃないかと思うんですよ。それで、福岡市がですね、あそこは区長制度がなくなりまして、自治会になっておりますけども、自治会の総会などでそういう説明をしているんですが、今市としてはその建築協定に関して、例えば区長さんを通じてだとか、どういった場で説明はなさっていますか。

副議長（大田勝義議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） 今一つのそういう町並みを守る手法として建築協定というのがございますし、これは実際太宰府市で1か所ございます。それは団地であったと思いますけども、もうそういう家が建って町並みがそろって、その中でこういうルールにしていこうということで、全員の賛同が必要ということで、実際されておるところでございます。

これからということで、そういうことのまた地域にある程度縛りをかけていくということでございますので、これからのまちをつくっていく、例えば区画整理で更地からつくっていくということであれば、やりやすいということもございますけども、またちょうど空き地はある、民家は建っている、そういうところでの建築協定というのは、やっぱりその地権者といいますかね、の土地利用ということもございますので、全員の賛同というのはかなり難しいかなと思います。ただ、やり方としてそういう建築協定なり地区計画というのがございますけども、そういうことはできるところでございます。ただ、それを積極的に区長さんあたりにお知らせしていくというようなことは、今までにとったことはございません。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 個人のこれは権利の問題ですから、難しい面もあると思いますけども、住民の合意があればできることですので、こういう方法があるということを書いて、住民自身が自分の環境を守るということをやっぴり少し市の側は側面から支援していただきたいと思います。

今回の請願ですね、大きく問われていますのは、建設後の運営形態についてであるんですよ。これも国の縦割り主義の弊害で、建築確認と運営内容などの許認可が連動していないということが大きな原因だと思います。ですから、この件に関しては市としても大変対応が難しいと思うんですけども、この事業主をめぐるトラブルはかなり全国でも多発しています。この点に十分に注意を払い、今後対応していただきたいと思います。

これまで建築という部分から質問をしましたが、この建築をですね、まちづくりという総合的な視点でとらえたとき、大変参考になる事案がありましてですね、これはまちづくり権、権というのは権利の権なんですけど、「大分県・日田市の国への挑戦」という本で、日田市行政訴訟の弁護団長を務めました寺井一弘弁護士の本なんですけども、この中のですね、内容は例えばこういうことなんです。天領として栄え、風光明媚な水郷日田市に国は、競輪の場外車券売り場サテライト日田の設置許可を地元にある市に何の説明もなく突如おろしました。このことに反対した市長、市職員、市議会、市民挙げての「日田のまちづくりにギャンブルは要らない」を合言葉にした強力な反対運動、国を相手取った不当な行政処分を取り消しを求めた裁判から、サテライト日田の設置断念をするまでの7年間の軌跡が書かれています。その中にですね、市長の言葉として大変興味深いことがあるんですけども、この市長の立候補の決断のそのときに、日田市が水や緑あふれる自然と他に誇れるすぐれた歴史文化に恵まれていることを再

認識した。そして、森、水、歴史というたぐいまれな資産を生かし、日田市に住む人々が自信と誇りを持って住めるまちづくりを自分の手でやってみたいと決意したと書いてあります。そして、この市長がですね、このサテライト日田を建設するというのを反対したきっかけはですね、日田市民挙げて反対しているにもかかわらず、国が設置の許可処分をなしたのは理不尽であり、どんなことを考えても納得できない。国のなした処分は、憲法の保障する地方自治権に基づく日田市のまちづくり権を真っ向から侵害する暴挙そのものであるとして、その無効確認と取り消しを求める行政訴訟を提訴したということを書いております。この様子はですね、テレビでも全国的に報道されまして、日田市の人口は6万3,000人でありながら、5万人の反対運動の署名を集めております。

この例からもいえるように、まちづくりを考える場合の大きなかぎを握るのは、住民の地元への愛着、まずそれが挙げられると思います。それに、その住民に発信するまちづくりのイメージ、方向性が首長に求められます。太宰府においても「歴史とみどり豊かな文化のまち」という将来像があるわけですが、現状を見る限りどうも市民にその点が共有されていない、広がりが無いという印象を持っています。

この中でですね、今景観法という法律ができておりまして、この中でこの景観法に沿っているような事例が出ているんですけども、彦根市とか下関市、こういったところではですね、まちを整備することによって相当観光客が増えております。太宰府の中にもですね、こういったことを見越して平成14年度に景観形成基本計画というのがありますけども、この計画によって具体的に実施された計画があるのか。あるとすれば、それが何であるのかお答えいただけますでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） ただいま景観形成、景観によるまちづくりに対するご質問なんですけども、先ほどおっしゃいましたように確かに平成14年に景観形成基本計画を策定いたしております。実は、この景観のまちづくりについて今後の市の方向性を若干説明させていただこうかというふうに思います。

先ほどおっしゃいましたように、平成16年12月に国の方で景観法というのが施行されました。本市におきましてこういう国の動きを見ながら、現在スタートいたしました総合計画の基本計画、この中に今回新たに景観づくりという施策をきちっと位置づけ、柱立てを行いました。これを見ていただきますと、今後本市における景観のまちづくり、つまり景観形成づくりに対する基本方向、あるいは計画と目標を具体的に述べておりまして、そしてまた今年3月の施政方針の中で市長が申し上げましたけども、この景観まちづくり条例の制定に向けて、その取り組みを行うというようなことも申しました。その流れの中で、現在市の中で景観まちづくり懇話会というものを設置いたしまして、現在までに5回開催をいたしております。この懇話会の目的と申しますと、この景観法が設定、施行されましたことによりまして、太宰府市における今後の景観のまちづくりをどうするのかというのをいろいろな専門の先生方から提言をい

ただいているわけですが、今年度中にはその最終報告をいただく予定にしております。それを受けながら、先ほど申しましたように、早ければ平成19年度中には本市独自の景観まちづくり条例を制定したいというふうに思っております。

この柱の中には、当然今現在いろんな問題が起きておりますけども、土地利用の問題、あるいは都市計画からの視点、あるいは建物の形態、意匠、あるいは広告物、それらを網羅した一つの一定の市の方針を決めていきたいというふうに思います。当然、この条例の中には行政の役割、あるいは市民、事業者等々の役割、それから責務あたりまできちっと整理をし、まちづくりの方向性を決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 条例の制定を予定しているということでご回答いただきましたが、今回のですね、この請願に限らずマンションをめぐる紛争について、この近所筑紫地区にて聞きましたけども、その際皆さんが言われたことは、太宰府はかなり規制が厳しいでしょうねと。もう景観条例はできているでしょうねと、皆さんそういうことを言われたんですね。太宰府市を見る目というのはですね、私たちが感じる以上にほかの市ではやっぱり太宰府というのは景観がすばらしい、やっぱり家を建てるのは相当厳しいんじゃないかというふうなそういう認識があるんですね。ですから、そういうふうに見られているということは、やはり太宰府の緑を皆さんが理解していただくことですので、今後条例の制定に向けて頑張ってくださいと思います。

それで、さっき景観法という法律ができて、その法律ができたことによりですね、景観行政団体というのになる意向があるかどうかという国のアンケートがあっていると思うんですよ。この景観行政団体になると、かなり総合的に都市計画だとかの計画もできますし、それとか財源の措置もあるんですけども、それに対して意向がある市町村数がですね、17.3%、403団体あるという回答なんですけども、これに対して市はどういうふうなご回答をなさったんでしょうか。

副議長（大田勝義議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 先ほど申し上げましたように、近い将来景観まちづくり条例を制定したいという方向で今現在準備を進めておりますので、当然この景観法によります景観行政団体の方には県の方をお願いし、そして今まではそういうふうな景観に対する規定程度のもので、いろんな事業者あたりの方をお願いをするというふうな権限しかございませんでしたけども、こういう条例によっていろいろな一つの規制なり基準を決めて、きちっとしたまちづくりの方向性を示していきたいというふうに思っております。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 九州では志摩町ですね、がこの団体に登録して、あそこは田園居住のまちづくりということで、今から総合的に取り組んでいくということでした。この団体への登

録も含めて、景観条例も含めて前向きに検討をしていただきたいと思います。

こういった条例とかですね、そういうことをする前にですね、地域レベルで何かできるんじゃないかなあと思って、私考えたことなんですけども、新しい町並みをまたこれからつくって、いこうということも大事だと思うんですけど、その際太宰府天満宮にはですね、四季折々に大変すばらしい行事があるんですよ。その中で皆さんももう既にご覧になったと思うんですけども、秋の大祭であります神幸式大祭ですかね、これ夜に行列があって、本当にみやびやかで、荘厳で大変すばらしいお祭りなんですけど、その一行が通る道筋をどんかん通りというふうに呼ばれているようなんですけども、例えばこの通りをですね、時間をかけてきちんとそういう通りだということで整備していく、また地域の市民レベルになりましたら、今花いっぱい運動というのが市であると思うんですけど、あれはごくごく一部なんですよね。ですから、これは行政区ごとに例えば花の種類を変えてですね、地域で育てて、毎年そのできばえを競って賞を設けていって、住民を巻き込んでいくなど、やっぱりわかりやすい施策も必要じゃないかと思いますので、そういったことも考えていただきたいと思います。

昨日のですね、安部議員の質問の中で、県への陳情に同行した際、建築部から市がどのようなまちづくりを進めて行おうとするのが問題だという問いを投げかけられております。ここで市長にお尋ねいたしますけども、今後市がまちづくりを進めていく上で、財源の確保というのが大変大きな課題だと思います。税収確保のためには、人口増を図ることが一番の近い方法ではあるんですけども、そのためにですね、建築物の高さの制限を撤廃したりとかですね、例えば建設物や施設の運営形態などを問わず無条件で受け入れていくのかどうか、この2点について市長のお考えをお聞かせください。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま片井議員から太宰府のまちづくり、景観の問題等のご質問がございましたが、もうご承知のように太宰府市のまちづくりは総合計画に従ってまちづくりをしております。ただいま第四次総合計画、本年度から第四次総合計画の後半の実施計画も作成したところでございますが、将来像にございますように「歴史とみどり豊かな文化のまち」、これが太宰府のまちづくりの基本でございます。歴史、もうご承知のように今回国立博物館も設置されましたし、社寺仏閣、あるいは昨日ご質問があった水城の堤防、あるいは四王寺、宝満、あらゆる自然、歴史遺産があるわけでございます。そういう中でのまちづくり、いわゆるそういう歴史と自然環境と、そして住環境、それが一体となったまちづくり、これがやっぱりまちづくりの基本だろうと思っております。

ご承知のように、本市の市域の15%がいわゆる文化財としての指定を受けているわけでございまして、この15%は四王寺周辺あるいは観世音寺周辺、水城の堤防等々、もう既に文化財としての制限が課されております。この緑地なり現状は歴史遺産として残していかななくてはならない義務があるわけでございます。

それと、第四次総合計画にも示しておりますように、人口推計につきましても7万2,000人と

いうのを一応第四次総合計画の人口計画にしております。ただ、人口が増えるだけの施策はとっておりません。いわゆる環境、人口それぞれがマッチした太宰府らしい個性のあるまちづくりをつくろうというのが基本でございます、それに対しまして太宰府に居住される新しい市民の方もこの太宰府の歴史、自然、そしてまた太宰府のまちづくりを十分理解していただきながら、市民一人ひとりが誇りの持てる安心して住んでよかったというまちづくり、これが基本でございますので、市民の皆さん方にもぜひこの第四次総合計画を含めた今後のまちづくりにご協力いただきたいと、かように考えております。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） はい、ありがとうございました。

ここに「古都太宰府の展開」という中で、すごく気になる文章がありましたけども、「開発に伴って壊され、消えていく遺跡が無数にある中で、太宰府史跡が多くの人の手を経て残された意味を改めて考えてみたい。それは広大な史跡が長くコミュニティに支持されるには、そこに暮らし、様々な制約の中で史跡と共存していく大勢の人々の深い理解を得ることが不可欠である。また、史跡にたたずむ人が容易に1,300年の時間をさか上ることができる背景には、景観に配慮し、現在も厳しい規制の中で自宅の増改築にも折り合いをつけながら暮らす地元住民の尽力がある。都市化が進んだ福岡市近郊の中でも貴重な緑地を残している」と書かれてあります。

このように、本当にこういった景観をつくるのもですね、もともと本来あった景観もありますし、先人の汗と知恵と努力で数十年かけてつくってきた景観というのもあると思います。景観はやはり10年20年ではできるものではなくて、すごく時間がかかるものですので、ただし今やらなければこの景観というのは、いつかは壊れてしまいます。ぜひ積極的にできるところから進めていってほしいと思います。これで1項目めは終わります。

副議長（大田勝義議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 太宰府市に暮らす障害者の現状なり市の施策についてのお尋ねでございます。

障害者福祉政策でございますが、これまでは身体障害あるいは知的障害、精神障害といった障害の種別等によりまして福祉サービスなり公費負担医療の利用の仕組みや内容等が異なってきたわけでございますが、今回のこの法律の改正によりましてこれを一元化すること、そしてまたいろいろな形で利用者の増加に対応できるような制度を安定的に、効率的かつ持続可能なものにするためということで、今回の法律の施行になったわけでございます。

障害者自立支援法の施行につきまして、まだいろいろ実施に至るまでの準備がございますけれども、障害者あるいは障害児の方々がその能力なり適性に応じた自立した日常生活あるいは社会生活が営むことができると、そのようないわゆる地域で安心して暮らせる生活ができると、その必要な障害者福祉サービスに係る支援を行う目的がこの大きな法律の目的だろーと思っております。

したがいまして、自立支援給付の対象者あるいは内容、手続、あるいは生活支援事業等々につきまして計画的に実施するように法律で定められたところでございます。何回もご説明申しておりますように、現在10月1日の完全実施に向けまして、鋭意準備を進めておるところでございます。十分な説明なり現状把握に努力しておるところでございます。その内容等につきましては、担当部長の健康福祉部長からご回答申し上げたいと思います。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） ご質問の項目について私の方から回答させていただきます。

障害者自立支援法への移行に当たりましては、今年の2月から精神障害通院公費負担をはじめとしまして、身体・知的・精神と障害福祉サービスの利用者の方々に対しまして、主な変更内容や申請手続方法についてのご案内を通知いたしております。文書通知だけではわかりにくい点が多くございますので、電話での問い合わせ、それから申請時において詳細にわたって個別に説明をさせていただいているところでございます。さらに、利用者や一般市民を含めて厚生労働省が監修いたしましたパンフレットなどを活用しながら、障害者自立支援制度の説明会を開催したところでございます。

障害者の実態把握につきましては、10月からの支給決定に当たりまして、既存の利用者も含めまして障害程度の区分認定を行うための第1次判定の認定調査、それから第2次判定の審査会、サービス利用者の意向聴取の面談を行うことで、実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

このような手順で支給決定を行っていくことで、現在の障害福祉サービスをご利用の方々の現状の把握に努めてまいりたいと考えております。さらに、本年度に障害者福祉計画を作成する予定にいたしております。その作業の過程の中で、アンケート調査など現状把握に努めたいと考えております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） この自立支援法に関しては、数名の議員が質問しまして重複している部分もありますので、それは避けまして1点のみ質問させていただきたいと思います。

よくこれまでの議員の質問の中でですね、障害者のニーズに合わせたとか現状に合わせた、また地域性に合わせたというご答弁が返ってきているんですけども、それで実態調査はどうなっているんですかということで質問したんですけど、春日市がですね、この障害者の現状についてかなり詳しい報告をホームページ上に出されていたんですよ。それは障害者が大体どのくらい程度いて、その機能、どこが悪いのか、そしてその施設に入っているのか、重度なのか、かなり詳しいデータです。こういったようなデータをもとにして障害者の現状が把握できて、自立支援法にでも対処できると思います。こういった実態調査というのは、市が今までやったことがあるのか。これからやはりこれは必要、かなりこういった情報は自立支援法に向けて大変一番基本的な情報だと思うんですけど、それについて1点お答えください。

副議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 太宰府市の障害者プランというのを10年ほど前につくっております。それで、そのときにも当然実態把握というのはしていると思いますが、実際今までの支援費制度とかですね、そういうものを受けてある方につきましては、当然いろんな状況をお伺いしながら支給を決定して、いろんな制度を受けてあるということがまず一つ実態の把握になると思います。

それから、今後につきましてはこの新しい制度でございますので、制度に向けての理解というのが一番大事だろうというふうにも思いますし、当然説明会、それから個別によるいろんな相談とかですね、そういうものを細かくやっていくことでのですね、さらに実態把握に努めていきたいというふう考えております。

以上でございます。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 一度春日市のホームページ、A4の紙に7ページほどデータが出ておりますので、ご参考にされ、今後これをやって実情を把握して、いろんなサービス体制を整えていってほしいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

副議長（大田勝義議員） 1番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

副議長（大田勝義議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は6月19日午前10時から再開いたします。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午後3時12分

~~~~~